

つてゐるもので無ければならぬ。

第二に、何よりも重要な生活資料を購入する場合、それは所得せる貨幣によつて支拂はれるものであるが、生活必需品の絶対額が不足して居る限り、せめて乏しきを憂ひず、等しからざるを憂ひたる所得の分配が保障されねばならぬ。特に小数の人のみ大なる所得があつて、多数の人々の窮乏を一層深化する如き生活必需品の横取り獨り占めを許さないことが必要である。

第三に、生活必需品の中で最も肝要なものは主食品、その中でも問題なのは米であるが、せめて之だけぐらゐは、人々に最低必需量を入手せしむ可きである。

第四に、人々が具體的に所得を收受するのは、就職に依つてである。就職が確保されるためには、産業が振興し、生産が遞増する状態に無ければならぬ。現下の情勢の下では特に工業の振興が問題である。

第五に、人々の中で、失業者、引揚者、罹災者、要生活保護者等、如何にしても自力で生活を保障するだけの所得を稼ぎ出せない者が居る。それが自業自得と云へない場合、就職の機会を作り、生活費を補助することは國家の義務であらう。

若し我々が國民厚生のため經濟の再建を企圖するならば、各人の忍び得可き生活の條件となつて居る前記の五つの要求を満足しなければならぬ。而して觀點を變へ、これを國家の緊急經濟政策として表現すべし。

第一はインフレ対策、第二は所得政策、第三は食糧特に主食品政策、第四は工業振興政策、第五は失業対策並に生活保護政策となるであらう。

勿論是等の五つの政策は夫々に關聯せるのみならず、關聯せる他の補助的政策を包攝して居る。例へばインフレ対策は所得政策、一般的なる生産振興政策等と密接に關聯せるのみならず、財政政策、金融政策等を包攝して居る。工業振興政策はインフレ対策とも主食品政策とも關聯するし、貿易、金融、労働政策等を包攝するものである。

その故にこそ、常に我々は日本經濟再建のための綜合計畫の必要を説き、これに依つて夫々に聯絡調和した諸政策を策定實施することを主張して居るのである。

されば以下に於て我々が、章を分かち、是等の政策の一つ一つについて述べて行くことは、單純な説明のための便宜に依るのである。その前後の順序は毫しも政策の緊急性又は重要性と關係するものではない。又一つの政策を中心として獨立した一章を設けたことすらも、特別の意味がある譯ではない。我々が最初にインフレ対策を取扱ふことも、現在人々が此問題に最大なる關心を持つて居ることを斟酌したゞけである。

インフレが経済再建を妨げる最大の障碍の一つであることは、昭和廿年の末頃から多くの人々が気付いたのである。只それは極めて簡単に、例へば豫算の均衡の回復、傾斜生産による生産増強、賃銀の抑制による物價安定帯の設置等の施設によつて防止し得られると考へて居た。漸く廿二年晩秋に及んで、是等の対策が次々に實施された後、殆んど何等の効果を擧げ得ないことを實見するに至つて、これによる經濟の攪亂破滅を疑惧するようになった。

今日となつては意見を變へられたかも知れないが、少くとも昭和廿二年春頃まで、石橋前藏相の見る日本にはインフレは存在せず、恐慌のみが認められる。彼はケインズがその學派の立場に従つて、一定の限定せる條件の下に——即ち自由競争があり、價格、利潤が經濟の調整者であり、それに準ひ生産の規模と速度とを伸張し得る状態——インフレ現象を研究したもの、即ち經濟學の術語に従へば一定の理想型をばそのまゝ現實の觀察又は現實の概念であると理解した如くである。そこでインフレは生産の規模と速度とが極度に伸張した後後のみ生じ得る現象であるとした。然るに現下我國の經濟に於ては周知の如く生産は停止状態に在る、それ故に恐慌であつて、インフレでは無いと主張したのである。

併し現實にインフレが在るか否かはかゝる多少とも架空な概念をあてゝ判斷す可きではない。それは恰もリカードの地代概念、即ち「土地の固有の、破砕し得可からざる力」と云ふ概念によつて現實の地代を

ば凡て地代に非すと宣言する如きものである。

凡そインフレとは、通貨の多少とも大規模な増額によつて、從來から存在して居た通貨と物資との價格上の均衡が大がかりに破壊された状態、特に物價が不斷に騰貴し、所得の分配は小數者に著しく有利に、多數者に著しく不利な状態となることを云ふのである。その場合、生産の規模並に速度が極度に伸張して居るか否かは問ふ所では無いのである。否寧ろ史上に有名なる悪性インフレに於ては、例外無くかゝる生産の停止状態を伴ふのである。その場合生産は、ケインズ等の學派が單に折々「興件」としてのみ認める政治的條件によつて伸張することを許されないものである。遠くはフランス大革命、近くは前大戦後のドイツ、ソ聯、本大戦後のハンガリーのインフレの如き一つとして斯くの如き性質のものでないものはない。

所で現下のインフレは悪性であるか否か。人は悪性と云へば、前例の如き紙幣が壁紙にもなるやうなインフレ、結局は十兆マルクが一マルクに斬り捨てられた如きインフレをのみ考へてゐるやうである。固より日本に於て斯かる程度のインフレは生じない。政府の權威は保たれて居り、租税も公債も收納される。内亂の鎮定外患の防衛のためのやうな際限無き支出がある譯ではない。絶えざる下落の下に爲替投機が行はれ、且つその爲替相場の關係から、極度に缺乏せる物資の亂脈的な輸出が行はれて居る譯ではない。最後には、弗と如何なる物資をも持つて居るアメリカの占領政策もないのではない。前例の如き悪性インフ

レは絶対に現はれぬ。恐らく日本では後述する如き來年後半期の斬り捨て期に於ても、その率は最大限千分の一程度のものであらう——尤もその斬り捨ての割合の多少と時機の到來の遲速は、今後に於ける政府の施設の妥當性によつて大に異なるであらう。

昭和廿二年十二月七日栗栖大藏大臣は「我財政の實狀に就て」と云ふ解説的パンフレットを衆參兩議員に參考資料として配布した。新聞は之を財政白書と呼び「安本」の經濟白書と對比せしめて居る。その結論の章に「太平洋戦争開始直前の日銀券發行高は約五十億圓であつたのが、本年末(昭和廿二年)には四十倍にも達せんとする趨勢である。第一次大戦後のドイツの前例を見ると、その通貨の増加の足どりはわが國の戦後の通貨膨脹の狀況と今日までの所は大體類似して居る。ドイツにおいては通貨が戦前の四、五十倍に達した後は加速度的にその増加が急激となりその後遂に破局に陥つて居る。當時のドイツと現在のわが國とは諸般の事情が全く異つて居るから、單純に兩者を比較することは適當でないが、わが國通貨膨脹の趨勢が極めて警戒を要する事態にまで進んでゐることは事實である」と云つて居る。

右の文章は、わが國のインフレによる破局の危険を豫想する上にて、ドイツのものが先蹤となるのか、若しくは少なくとも參考となるのか頗る曖昧模糊たる表現を用ゐて居る。併し戦前に對する通貨の五十倍増がインフレの急轉歩——恐らくは通貨の回轉速度の激増を念頭に置いたのであらう——の出發線である

との考へ方が抱かれて居るやうである。

我々は、ドイツのインフレの急調子は全く政治的衝撃によつて與へられたものと見る。それは實に千九百二十三年のポアンカレのライン、ウエストファリア地域軍事占領の結果である。ドイツの賠償履行を強制するため、又、幾分かはライン左岸の領土的野心のため、全工業の約九十%をも占めるライン、ウエストファリア地域を押へて、その産業の生産物からの實物賠償を得んことを企圖したのである。之に對しドイツ政府は所謂消極的抵抗を宣言し、此地方の産業關係者の離職を勸告した。斯くして齎らされた政治上の不安、生産の停止、離職者の扶養のための財政の支出こそ、爲替投機と低價輸出を伴ひつゝその破局的インフレを導き出したものである。従つて我國のインフレの破局的前兆とは全然無關係であると思ふ。

それにも拘らず、我々は現にインフレは悪性と呼び得る程度のものであると云ふ。既に財政は後述する如く、收支の均衡を回復し得ない状態に在る。生産は停止し、勤勞者は生活し得ざるに到り官吏すらが政府に反抗して社會の秩序が脅かされるに至つた。假令唯一ではないとしても、それ等を招來せる最重要の因子の一つがインフレそれ自體に在るとしたならば、それは悪性を帯びて居るのである。インフレの害毒は、經濟の凡ゆる部面に滲透し、それを破滅へと脅かしつゝあるではないか。

此インフレへの對策を構想するためには、先づ以てその原因を知らなければならぬ。我々は之を如何に

見るか。

インフレの原因は戦争であると云ふ如き認識は未だ學問的智識ではない。それは恰も經濟的困難は敗戦から生じたと云ふ如き程度の素朴な見解であつて、敢て學者が喋々するには當らない。

インフレの第一の原因は生産の停止である。戦災、戦時に於ける消耗のみならず、戦時に一度軍需のために總動員されたまゝ、工業は殆んど平時需要のための轉換を遂げて居ない。

廿一年秋以來行はれた普通鋼百萬噸、石炭三千萬噸の傾斜生産は教授グループ一流の鳴物入宣傳に拘らず全生産を目立つて振興するには至らなかつた。二倍又は三倍と云ふ如き豫想に反し、最も有利に計算しても平均的には二割に及ばない状態である。石橋前藏相が廿二年三月から物資の供給が潤澤となつてインフレが解消すると思つたのは單に痴人の夢に過ぎず、水谷商相が組閣當初獨力をもつてインフレを解消するとの宣言も、徒らなる空感張りである。誠に教授グループも罪を作つたものである。

現下、工業生産が、目先の最も缺乏して居る二つの資材の増額のみにより大に伸張し得ると考へることは、その實狀に對して全然無智なることを表白するものである。單に技術的條件のみを眺めても、他の種々なる資材、設備、運輸手段等多數のものが缺乏し、更に社會的條件を考慮すれば、資金、物價、輸出、勞務、事業の中核等、幾多の整備す可きものがある。従つてその全面的な振興を計るためには、假令

資材等の缺乏のため常に重點的生產計畫である可きとしても、云はば多數の工業事業の最大公約數的な二つの資材の重點生産であつてはならない。幾つかの生活必需品並に輸出品に關係する、現實の凡ての事業を見透しての、最小公倍數的な必要資材機械等の、総合的な調整を行つた重點生産で無ければならぬ。その上に前述せる如き諸社會的條件の十分な満足が實現される必要がある。併し此社會的條件の内容を如何になす可きかは後述する。

兎も角も是等の條件を満足することは、終戦後直に着手す可きであつたに拘らず、幣原内閣も吉田内閣も、はた又現在まで片山内閣も成功して居ない。尙相當の時間を待たねばならぬ。特にその最も重要だと考へられる外資導入の條件は、工業復興のための内國の條件が或程度満足され、外資を與へれば工業が採算的に經營され得る見込が付くこと、アメリカの對日輿論が一層好轉すること、アメリカの不景氣、特に重工業不景氣が一段と進行すること等の前提條件が現實化しなければならぬ。旁々早くとも廿四年の後半期であらう。従つてそれ迄の間、工業生産の振興する程度は突飛に多く見積つても戦前の五割には達しない。そこで少なくとも來年後半期まで、工業生産の振興よりインフレの解消の如きは望み得可からざることである。謂んや此増産する物資の數量に對する通貨の膨脹量は全く比例を逸したものであるに於てをや。

第二のインフレの原因は擬制的富の存在である。

戦時中既に軍需品との關係に於てさえ、生産の頂點は昭和十四年度並に昭和十五年度であつて、その後は連綿と縮小再生産の過程であつた。それにも拘らず、財政支出並に金融の價額は云はゞ天文學的數字に於て膨脹して居た。加ふるに稅務當局の無能と不足とは満足に租稅すら取立て得なかつたのであるから、徒らに龐大なる擬制的富の蓄積が残つたのである。併し此趨勢は戦後に於て變更せざるのみならず、民需的生産への轉換の不能、食糧、引揚、終戦處理、一般的墮落、就中今日までの政府の無爲無策によつて加速度に強化されつゝある。

是等の擬制的富の一部については、一昨年度に於て所謂補償切捨てを行つたのであるが、名義上千億に上つた切捨てがあつても、評價替へによつて、特にその後における財政的支出並に金融の追加によつて擬制的富の總額は反つて増加することになつたのである。

而して是等の擬制的富の中でインフレに最も多く作用する購買力となつて居るものは、直接には現金預金及び貯金である。併し金融の擔保を通して他の財産も亦一定の條件の下に是等に轉形することを忘れてはならない。

此第二の原因がインフレに作用することを阻止せんとせる最も斷然たる措置は、昭和二十一年三月に行

はれた新圓―封鎖預金制度並にそれに伴ふ貸出の緊縮政策である。

併し周知の如く此措置がインフレに對して多少とも抑制的作用を與へたのは同年冬迄の八、九ヶ月位であり、通貨は漸次に増加し、封鎖預金は活動し、貸出も亦決して緊縮されなかつた。昭和廿三年末に於て通貨は百三十億から二千百億に上り、銀行預金郵便貯金の合計は二千五百億を超えるものとなり、第二封鎖並に特殊預金でさへ、稍もすれば活動しつゝある状態である。それに伴う物價も亦多少の波瀾、中休みをとりつゝ五、六倍程度の騰貴があつたと考へられる。尤も例によつて、日銀の物價指數は左程の騰貴率を示して居ない。併しこれは實際のものに何れだけ接近して居るか。恐らくは三、四の期日を選んで、指數の基礎となつた價格の絶對數を公示せしめて検討する必要があるであらう。

兎も角も、新圓―封鎖預金制度の如き極端なる手段に訴へてさへも、擬制的富の蓄積がインフレを醸成することを抑制する程度は極めて限局されたものであることに氣付くのである。それは何よりも時間的に限られた間だけ、例へば八、九ヶ月の間だけ有効であるに過ぎないのである。而してその理由は四つあるであらう。

イ 先づ戦争以來引續ける、而して、寧ろ益々徹底して行く國民の腐敗墮落を掲げなければならぬ。このためあの手この手を通して封鎖は新圓と變り、貸出は比較的自由に與へられる。一朝にして此腐敗墮落

を免除することは困難である。否それが飢餓と内的に結合して居る限り、それは不可能でさへある。

ロ 産業の維持復興、轉換資金に對しては餘りに緊縮することは出来ぬ。教授グループが無責任に放談する如く今の時期に於て恐慌、倒産を招來すれば、事態は拾收出来るものではない。ましてその際に「失業者に對する救済施設をなしつゝ」なんて云ふことは、言葉の遊戯以上のものではない。試みにその失業者の大部分を收容し得る施設を具體的に指示して見るがよい。

ハ 生活費の支出も決して馬鹿にならぬ額である。個々の家庭の生計費許りではなく、現在では一見産業資金の如く見えるものも可成の部分が實質的には此種の支出である。特に終戦以來の日本の大産業は過剰にして能率悪しき雇傭者を擁しつゝ、労働組合運動の強勢、眞の資本家の消滅、失業への顧慮から借入金によつて多數の人々をば徒食又は少なくとも半徒食せしめつゝある。併し目前失業者を他に收容する見込も無く且つ假令所謂産業合理化を敢行しても、既述の如き多數の工業復興の條件を缺いて居るが故に、殆んど効果がない。従つて此意味の合理化と同時に一般的に工業復興の諸條件が満足される迄の間、斯かる生活のための費用は、貯蓄又は借入によつて支出されねばならぬのである。

ニ 財政上の收支が、此擬制的富を回轉せしめる。封鎖預貯金は一定の條件の下に、租税公債の支拂ひに當てられ、折角個人の手許に於て死滅され回轉を止めた通貨も收納されて再び政府支出として流通せし

められる。財産税の場合には、一般に購買力とならざる財産の貨幣價額が同様にして利用される。

我々はかく夫々の理由を研究することによつて擬制的富の蓄積、特に預貯金となつて直接に購買力となるものを緊縛することの大なる困難を悟り得るであらう。昭和廿一年以來蔵相が幾度か金融の嚴重な査定を宣言しつゝ殆んど常に効果無きことは固よりその數である。少しくその方針に徹底せんとするや、忽ちに産業の破綻、失業の危険、生活の不安、財政收入の不足等の現象が相踵いで現れる。是等の惡魔の前に如何なるドン・キホーテも退かざるを得ないのである。

インフレの第三の原因は財政支出の天文學的數字である。かゝる多額の支出はその大部分が黒字によつて賄はれたとしても、前述せる如き通貨、預貯金、貸出の金額に回轉を興へる限りインフレへの作用を持つものである。謂んや此場合には益々増大する追加信用——赤字公債並に恒存の大藏省券となる傾向あるに於てをや。

廿一年度豫算は、改定豫算に三個の追加豫算を合せて、一般會計一一九〇億、特別會計二四一一億、重複額を控除してもその合計は二二五四億に上り、財産税の如き非常一回限りの税の賦課に拘らず七、八百億の赤字公債を出したのである。

於茲てインフレ対策の最も重要な施設が財政の健全化特に收支の均衡、赤字公債の打切りであると云

ふ平俗の認識が普及するに至り、石橋、矢野前蔵相はいづれも廿二年度の豫算の健全化を策し、一應、一般會計一四五億、特別會計二三四億、重複額控除後の純計二八九五億、赤字公債僅かに四八億の豫算を編成し、その實行によつてインフレへの終止符を打たんとしたのである。

併し少しく經濟財政の智識を持つ者なれば直に氣付くやうに、如何なる蔵相も道樂に、又は不注意に、財政を通じてインフレを激成して居る者はない。實にインフレに成らざるを得ない政治、經濟、社會の一定の事情ありてこそ、所謂不健全財政を強ひられるのである。單に言葉の上で、又は紙面の上で財政支出の打切りを宣言することは容易であるが、その場合財政の健全化と比較にならぬ害惡を招來するならば、之を敢てすることは出来ぬ。實に此場合インフレ対策としての財政の健全化を唱ふるのは、恰も水害を避けるために出水を止めよと叫ぶのに似て居る。成程それは誤りではない。併し先づ植林、砂防工事、河川改修等の困難な手を打たねばならぬ。一片の聲明や決意だけでは何うにもならぬ。

廿二年度豫算は一般會計一四五億で始まつたのであるが、石橋、矢野蔵相等の追加豫算不提出の聲明に拘らず、第一國會の終了直前、歳出九二五億、歳入九七四億のものを、第二國會の冒頭に歳出入三四億のものを追加提出決定を見た。従つて昭和廿二年中にそれは二一五三億に達した。尙、年度末迄には追加がある筈であつたが、内閣更迭のため時日なく、提出しなかつたので、形式的に豫算の均衡が保たれた。

併し既に特別會計との純計總額は四五〇〇億を超て居るであらう。而して若し一般會計並に特別會計に於て、當初に豫定せる豫算の支出による事業の内容を縮小せずして實施するとすれば、純計總額で六五〇〇億以上になると推算することは決して過大ではない。豫算金額を純計總額として四五〇〇億に抑制することに成功したとしても、豫算の支出による事業の内容は當初豫算に豫定されたものゝ三割位の縮小があるかと思はれる。之によつて事業の完成が遅延する許りでなく、不釣合、中途打切り等が生じて經費のかけ損に終るものが少なくないと思はれる。若し決算委員會が實質的な入念の審査を行へば豫想外の浪費を實證出來るのではないかと考へる。

斯く現下の豫算が常に追加豫算によつて當初のものゝ二、三倍に達することは何よりも次の三つの理由によるのである。第一に、日本は軍事占領下にあること並に異常な經濟の困難に當面せるため、如何なる政府も全く豫期し得ない支出が現れること、第二に、支出の重要な項目である終戦處理費、産業復興並に維持費、民生安定費、失業費、待遇改善費等はその實體量に於て一定するか若しくは増加する傾向をもつて居ること、第三に、豫算價額の見積りは前年度の秋季に於て之を行ひ、而も恐らくは多分に公定價に準據するのであるが、インフレの進行は物價を騰貴せしめ、且つ多くの施設は期限を持つものであるから、數倍の閣價格にて支出することを餘儀なくされることである。従つて實際上如何なる追加豫算も不足とな

り、政府は事業の繰延べ又は中止のみならず、契約債務の一部の不拂ひをも断行せざるを得なくなる。

茲で我々は昭和廿二年度豫算に表れた所謂健全財政主義を評價しておこう。

第一に、昭和廿二年度豫算に於て健全財政主義は確保されたか、即ち歳入の範囲で歳出を賄うことが出来たかと云ふに、それは一般会計の数字面だけで形式的にその如く假装されたに過ぎぬ。

當初豫算の赤字公債五〇億は追加豫算の歳入を振宛て解消させたが、一〇〇億の金融機関補償金は豫算面から落されて了つた。特別會計の歳入不足は、食糧管理會計の二六〇億、鐵道の二五〇億以上、貿易資金の八〇億以上、通信事業の約八〇億を主として、差引五〇〇億を超えるであらうが、一般会計からの繰入は一〇〇億程度である。「復金」への出資金も一〇〇億の豫定が四〇億に削減されて居る。

結局昭和廿二年末までに豫想される所では、實質的に中央財政は五百億以上の赤字である。年度末迄に此数字が何れだけ膨脹するかは明白でないが、我々は一一五億の歳入の範囲で此期間の一般並に特別會計の追加豫算が制限され得ると考へよう。

尙、地方財政の赤字も一〇〇億位はあり、「復金」は四六〇億、その他の産業金融の中で、元來産業の維持、特に勤勞者の生活維持のため赤字支出となるものも亦、多額に計上される。是等の金融の可成りの部分は、「捨て金」又は「長期の眠り金」で、實質上失業扶助に相當するものであり、寧ろ國家が負擔す

可きものが多い。純粹の意味では金融取引の算盤に乗るものでは無く、それが故に日銀がインフレの只中に通貨を増發してさへも融通するのである。

栗栖藏相の云ふ所の「財政、金融、地方財政を相關連した觀點から取上げる」結果、二十二年度に於ての前述せる赤字が幾何であるか、従つてそれに基く通貨の増發が幾何であるか、信憑し得る数字が發表されて居ない。只二十二年十二月七日に發表された「財政白書」は年末までの見透しに於て、これ等の数字を次の如く總計して居る。

「日銀券は現在既に一八〇〇億圓臺に達し、年末には二〇〇〇億圓にも達する見込である。このような通貨の急激な膨脹の原因は主として政府資金の散布超と産業資金の市場調達難とによる日銀券の増發であり兩者の割合はおよそ八對二である。

十一月以降における資金の需要を考察するに財政資金の需要としては中央地方を通じて赤字を含む新規資金の需要額は四三二億圓となる。又産業資金の需要額は四一六分が二一四億圓、七一九月分三三〇億圓、十一月十二月分は四八二億圓の見込である。

本年四月六月に於ける全國金融機關の一般自由預金の増加額は二八四億であつたが、此間封鎖預金の減少が二〇六億圓あつたため、資金の純増は七八億圓に過ぎなかつた、また七月十月に於ては自由預金の増

加は五八五億圓に達したが、封鎖預金の減少一三九億圓をみため四四六億圓の純増となつて居る。

この間における財政資金と産業資金の需要額は、この貯蓄純増額をはるかに上廻つたため通貨の増發を餘儀なくされた。」

右の發表では、昭和廿二年度全體について、結局、財政の赤字、赤字の性質の金融が幾何であるか明確に豫想されて居ず、且つ自由預金の増加から封鎖預金の減額を差引いたものをば直に資金の純増であると判断することについて難點があるが—所謂信用によつて創設された預金、決済のための預金、その他預金の期限と融資の期限の相應等の諸點について考へよ—所謂健全財政主義と赤字、インフレへの影響を評價するための指標を與へて居ると思ふ。

尙、二十二年度豫算の收支均衡が形式に過ぎないことを慮れしめるものは、収入の不安定である。即ち相次ぐ鐵道運賃、郵便電話料金、煙草、酒等の値上げが豫期の如き増收を保障するか否か頗る疑はしい。獨占に於ける最大報酬のための価格は必ずしも高ければ高い程よいと云ふものではない。賣上げが減少することも、代用品例へば私製煙草濁酒が出現することも豫想される。

併し此點について現に朝野の關心事となつて居るのは、租税である。賦課並に納付の時期が最後の四半期に集中したと云ふ點も考慮しなければならぬが、租税収入總額一三三九億圓の中、一月末迄に納付済の

ものは約六五〇億であり、残り二ヶ月間に約七〇〇億圓を取立てる必要があつた。而して大口の納入をなす大會社の中には、かなり、實質的に株主が存在せず、過剰の労働者を扶養し、破滅の危険に臨んで居るものが存在して居るし、小口のものには財産が十分でないから、適當に處理し得るか否か必ずしも樂觀を許さない。政府は納税義務の履行に對し五〇%迄の金融を與へ、辛うじて四月七日迄に一八四億を残す程度に徴收したが、金融が利用された限りに於て豫算の收支均衡は益々形式的なものとなつた。

第二に、現在の情況の下に、財政の健全か否かを判断する標準として收支の均衡のみを見ることは決して安當でない。

日本經濟の本質に就て、將來之を社會主義化す可きか否かの問題は暫く之を措き、現にこれが資本主義の基礎の上に立ち、従つて個人責任主義をもつて營まれて居ることは疑無き事實である。即ち産業の經營も生活のたつきも個人が主體である。併し同時に、此個人責任主義は、敗戦後の惡條件の山積により完全に保持されて居ない、又保持され得ないことも、凡ての人々が認めて居る所である。即ち産業を再建否維持する上にも、生活を保障する上にも、少くとも前者の場合には大産業の殆んど全部、後者の場合には國民の半數が直接間接に國家の支持を必要とする。

若し概觀的に見て斯のやうな事情があるならば、財政と經濟との關係も亦これに依つて根本的に異つて

来る。國家は全面的に産業の振興維持、生活の保障のために施設す可き責務を有し、之が財政支出の膨脹として現れる。此事が將來長期間に亘つて繼續し、日本經濟の根本の構造を變質して終ふか、若しくは危機を切り抜けるための二、三年の臨時措置に止まるかは議論の餘地がある。兎もあれ現状に於て此事實が存在することは明白である。

此財政支出の膨脹を促す産業並に生活の支持の費用は、その金額が歴大であること並にそれが云はゞ日本經濟の異常の状態によつて生じたこと、その恩澤が後世長く保有されて行くこと、今日そのための費用を節約することは測知し得ない災禍を招くこと等の點から見て、必ずしも現在の國民のみが之を負擔す可きものでも無く、何よりも負擔し得るものではない。従つてその支出の一部は之を公債に仰ぐ可く、他日適當な時機に於て、又適當な財政負擔の均衡を保障する社會事情が整備された時に、種々な方法で整理すればよいと思ふ。

若し此時に所謂健全財政主義を株守し、赤字を避けることのみに汲々とし、支出を制限し、租税を重課し、事業収入の増徴を計れば如何なる結果となるか。

第一に産業並に生活の再建又は維持のための必要な施設が行はれないのみならず、租税の重課、並に事業収入の増徴そのものが、産業並に生活に對し希望と資金とを奪ひ去ることになる。此産業並に生活への

壓迫はその悪化を招き、更にそれは益々多額な國家の支持の必要を生じ、茲に財政負擔の遞増と生産と生活の遞減と云ふ遞遠分離が生ずるであらう。

第三に今日の社會事情にあつては、租税収入の増徴は、凡てこれを閹所得の捕捉に待たねばならぬ。併し如何に稅務官吏を増員すればとて——實際には生活の保障なきかゝる職業へ就職する者はない——それは不可能である。人は閹取引そのものゝ取締を願ひればよい。後者は前者よりは遙に具體的であり、何千倍又は何萬倍の量のあるものであり、又取引の行はれる凡ゆる過程に於て、之を搜索し檢舉する法制も整ひ、且つそのため人員も充足されて居る。而も尙、取締りが効果的に行はれて居るとは云へない。

然るに閹所得の捕捉に當つては、その所得する途中に於ては策の施す可きものが無いのみならず、最後の場所に於てさへ、預金の内容すら秘密が嚴守されて居る状態である。

實際千萬圓、一億圓の閹物資を移動し、隱匿することは可成りの困難を伴ふが、その収入、所得については極めて簡單である。生活の窮狀に毅然たる稅務官吏が最善の努力を盡したとしても、閹所得を評價し課税することは不可能に近い。

従つて閹所得を目標とした重税は、實際上正當な取引特にそのための設備を目標として正當な所得に累課されることになる。抑も國家が一方に於て閹取引を禁止排除し、他方に於て之より多額の収入を得んと

する考へ方それ自體が矛盾を包蔵する許りでなく、前述の如き結果ともなれば、正當の取引者を迫害し闇取引者を助成することになる。遂には正當の取引者まで租税の重課に耐へかねて、闇取引者に墮落することを強いられる。

第四に、財政收支が完全に均衡したからと云つて、インフレに對する悪影響が阻止されたことにはならぬ。例へば現存する大なる擬制的富が個人の手許に於て死蔵されてゐるとする。我々は唐紙に張り込めたとか壁の下に敷き込まれたとか、又戸棚、行李箆等に收藏されてゐるとかの噂を聞くが、若し是等の流通から取除けられた通貨を、租税によつて國家が收納し支出するとすれば、貨幣は回轉を與へられ、それだけインフレが助長される。又國家が收納する前に豫め支出し——大藏省券の發行——次でそれによつて生じた所得から租税等を收納しても、財政の收支均衡を保持しつゝ通貨は未廣がりに増發される。財政支出が龐大である場合には斯かる方法によるインフレへの影響は決して之を輕視し得ないのである。

結局今日に於て健全財政とは單純な收支の均衡を唯一の物指しとして測られるものではなく、寧ろ産業と生活への作用、これを振興維持することに貢献するか否かによつて判斷さる可きである。勿論財政の赤字によるインフレが、産業並に生活の振興維持に對し攪亂的影響を與へることも亦見逃せない。

併しそれは何よりもインフレのテンポの問題である。インフレ、従つて物價騰貴は、信用を杜息し貨幣を破滅せしめ、又生活を脅威して就業に安んぜざらしめる如き步調を持たない限り、寧ろ産業の振興に好影響を與へる。此見地からすれば、我々は、インフレの步調を整へ、物價と生活費とがマッチするような施設をなす可きである。

我々と雖も、財政支出が無制限に膨脹することを認めよと云ふのではない。單に形式的に財政收支の均衡を株守するため、支出を制限し、租税並に事業収入を重課するよりは、前述せる意味に於て必要な支出は之を認め、収入の一部を公債によつて支辨することを適當とする場合あるを考へよと主張するのである。就中、實質的に收支を均衡させることが不可能であり、赤字となり、それが必然にインフレを招來するならば、徒らにそれに應じて租税を重課し、事業収入を増徴するよりは、始めから赤字を覺悟して、別にインフレ対策を樹てよと云ふのである。固より財政支出に於て必要な支出に便乗するものが多額に認められるが、是等は大鈍を振つて削減する必要がある。そのため、國會豫算委員會は、款項等に分つた金額としての豫算數字のみならず、その物的内容、例へば何れの何處の何れだけの堤防工事、何市の何人の生活保護費と云ふ如き詳細なる資料の提出を求めて審議し、特に年度終了後決算委員會が、その物的内容が何の程度で遂行されてゐるかを確認す可きである。之により必要にして同時に費し得る支出を、不必要な

並に無効な支出から區別することが出来、實質的に財政收支を均衡せしめるため貢献するであらう。

要するに現下のインフレは、吉田内閣乃至片山内閣が試みた如き形式的な健全財政々策、短期間の金融抑制政策、石炭又は少數原料の生産振興政策、貸銀物價ストップ政策等をもつてしては勿論、凡そ考へ得且つ實行し得る如何なる政策によつても絶對的に之を阻止し得ないものである。寧ろそれに對する我々の考慮は他の視角から研究さる可きものであらう。即ちインフレの歩調をして緩和的ならしめ、就中それから生ずる社會的害惡を矯正する施設をなす可きであらう。相撲の取口に比喻をかりれば、敵手の剛力の體當りを正面からガツチリと受止めて突返すのでは無く、之をいなして土俵外に送り出す可きである。

然らば我々のインフレ対策の具體的内容は何であるか。

我々は新しく構想せる新圓—封鎖預金制度、超過所得税の賦課並に消費所得及び消費生活平均化政策の組み合せの施設を提言するものである。

新圓—封鎖預金制度によつて、新圓を新々圓に引換へ一定額以上を封鎖し、財産税にも比す可き超過果進率を有する超過所得税を課して高額所得を徴收し、各人の消費のための所得の支出、従つて消費生活を平均化せんとするのである。固より工業生産の振興、財政の出來得る限りの緊縮、食糧政策の根本的改革廣般なる生活保護失業施設等と併せ行ふ可きであるが、是等の項目については他の場所で論ずる。

日本に於ける新圓—封鎖預金制度の最初の主張者は他ならぬ私自身である。實に昭和二十年十月十五日「戦後政治經濟研究會」の發會式の講演であつた。その後、恐らくは私の意見とは獨立に、昭和廿一年三月にその實施を見たのであるが、現在インフレ対策として官僚陣、實業家陣、政黨陣を押し並べて不評の眞只中に在る。

それにも拘らず、私が再び茲で主張するのは他に適當な施設が皆無であること、此制度の不評は必ずしも公平な意見でもなく、且つその本質的缺陷に基くもので無いと考へるからである。恰も官僚統制に關する幾多の非難に頓着無く、統制そのものは現在の經濟狀態の必然の所産であり我々は悪しき統制から良き統制に進歩することを試みる可きであること、全く同様である。

新圓—封鎖預金制度の不評判は大抵の場合その實施に當つて次の三つの注意を閉押するからである。

イ 所謂生活の枠をはめる場合、適當な標準を選定しなければならぬ。適當な標準とは、庶民の生活の妨碍とならず、一般大所得者の贅澤な生活を抑制するものである。これが生活の枠の本來の目的である。故に今日の物價を省慮し、税を込めず——此際月三千圓以下の勤勞所得税は廢止す可きである——四、五千圓程度となす可きである。世帯金融通帳によつて一家五人の生計費用の合算——俸給並に貯蓄の引出し——を此程度に止めそれ以上の支出を抑制することが、不足せる生活必需品を公本に分配することになる

であらう。私は前述せる昭和廿年十月の講演に於てさへ、生活の枠の標準を千五百圓におくことを主張したのである。彼の五百圓の枠の如きは全く無意義であり、徒らに庶民の生活を困窮せしめ、新圓引出しの非合法を營むことを奨励したに過ぎないのである。

□ 一定の金額並に一定の用途に向けられた金額に對しては、超過所得税を免除し、又一定用途への處分を許す可きである。

元來、新圓―封鎖預金制度、超過所得税、所得平均政策を實施することは、現下インフレを抑制し、且つ現在の富の蓄積を平均化せんとするものである。

何故にかく富の蓄積を抑制するかと云ふならば、之を許すことは妥當でないと判断するためである。蓋し現在の富の蓄積の大部分は、終戦時代、曾て物動計畫によつて公定價をもつて割當てた物資をそのまま領有したこと、所謂隠退藏物資、庶民の窮乏状態を利用したことに基くものであつて、孰れも闇取引による闇價格と聯絡するものである。従つて此蓄積を尊重しなければならぬ社會的根據に乏しい。他方今日は一般的な生活窮乏時代であつて、單純なる最低生活をすら保證し得られず、是非とも乏しきを等分して社會協力の基礎を作らなければならぬのである。これらの觀點から、戦後の蓄積を不可侵ならしめる理由はない。我々は昭和二十一年三月一日を劃して、不當の蓄積と正當の蓄積を區別する必要はないので

ある。

尤も實際政策として考へるならば、政治は理のみに走る可からず、必ず人情を加味せねばならぬ。かゝる富の蓄積の全部を沒收し、之を社會的用途に當てることは、少なからざる障がある。そこで第一に、一定額、例へば個人の年蓄積十萬圓程度、會社の資本利潤―相當大膽に償却を認めて―三分程度までは超過所得税の客體から控除するがよい。

第二に、將來の効果を考慮に入れて、國家が認めた一定の生産的用途、例へば農事の改善、重點工業の株式並に社債への拂込、復興金庫の社債等へ投資したる金額は同様に控除額とし、尙封鎖後も一定期間までかゝる投資を許可することにすればよい。尤もかゝる投資の目的物は一定の期間賣却を禁止する。斯くすれば現在或は死藏され、或は食物、旅行、妾等の贅澤的消費の用途にのみ消費されて居る新圓階級の蓄積は、自らの責任に於て、即ち國家が責任を負ひ手数を費しつゝ、妥當ならざる政治的な産業投資を引受けること無くして、生産資金が充實することにもならう。又多少の危険を伴ふとしても、新圓階級も亦その蓄積をもつて社會に何等かの奉仕をなしつゝ、之を保存する見込があり、反つてその眞の利益に合するとも云へるのである。

ハ 封鎖後に於て産業への貸出しは適當に處理す可きである。此場合新圓貸出しと封鎖貸出をば寧ろ借

手の希望に一任して宜い。只新圓なれば新圓にて封鎖なれば封鎖にて、返却せしむればよい。貸出は用途に従つて期限を定め、特に短期貸を原則とし、滞り貸に對しては貸手借手とも相當の處分をなすものである。長期の貸出は嚴重に査定しその用途についても監督するが宜い。

我々は前述せる如き新圓―封鎖預金制度、超過所得税、消費所得並に消費生活平均政策を行ふ可きである。尤も最後者に就ては「生活の枠」の外に、最も廣汎なる生活保護並に失業対策を實施するを要する。我々はそれによつてのみ、インフレ対策が可能であると確信するが、最後にそれによつて如何なる利益を齎らすかについて一言しよう。

イ 所謂新圓階級の重課は之によつてのみ行ひ得る。特別所得税の賦課は現在の徴税官吏の技術と品性から見て、特に大所得者への負擔を逸する恐れがある。現在の利益の大部分が商業的利益、特に闇取引の利益であつて見れば之を正確に捕捉することは殆んど不可能事である。加ふるに官吏も亦飢えて居るのであつて一般に道義觀念も低級である。従つて特別所得税はやゝもすれば吞舟の魚を逸して雜魚を網する。中間階級、特に正規に店舗を開いて居る人々に過重の負擔をかけ、且つ税額を十分擧げ得られない憾がある。

ロ 之によらなければインフレの勢を緩和する効力が薄い。特別所得税の徴収は一年一回行はれて、年

度初の査定により年度末に之を納付せしめる。納税者申告制度によつて精確な確定申告が行はれるかは大なる疑問である。これではインフレの進行の速度とマッチしない。單に通貨だけを見ても、一年間に千億以上の増加に對し、徴税が如何に無力であるか。特に國庫は一般會計だけでも年二千億以上を支出し、徴税したものは、そのまま直に再び民間に放出するものであるから、インフレへの影響は微弱である。高納税期の二ヶ月間位些か金融、購買力を制限する位のものである。

ハ 之によつてのみ、産業の復興維持のための豊富な資金を得る見込がある。新圓を自由にし、貯蓄の奨励によつて預金を吸収せんとすることは到底望まれぬ。

元來貯蓄運動は、餘剩購買力の最初の取得者の手許に於て貯蓄せしめることを期し難き故、よしや結局貯蓄されるにしても、幾度かの回轉により物價への抑制的影響は稀薄化する。殊に現在のインフレに對しその餘剩購買力が最大なる影響を與へる新圓成金が、貯蓄に協力するか否か極めて疑はしい、彼等はその贅澤消費について節慾せざるのみならず、資金を手許に擁して絶えず闇物から闇物へと之を回轉せしめつつ利殖する。

加之戰時以來、貯蓄の目標が設定されるが、それが到達されたとしても、それが所謂終局貯蓄、即ち財政並に産業に對し自由に所分し得る資金を與へたものとは云へない。何となればかゝる貯蓄の内容である

預貯金の中に、貸出をそのまま預金に振替へたものがあるし、その貸出が創設的信用、即ち一般銀行が現金の引出が無いことを豫想して現実に預け入れられた金額以上を貸出したもの、又日銀が發券をなしたものを貸出したものがある。更にそれは決済資金、ほんの一時の遊金をも含んで居る。是等は多少とも長期の財政資金又は産業資金とはならず、絶えず回轉しつゝインフレを助長する。斯かる見地から、最も機械的な貨幣數量説の支持者ですら、通貨と取引との數量的比例によつてインフレを觀察する場合、通貨の中には、現金のみならず、預金をも包含せしめるのである(預金貨幣)。従つて預金の多量なことを、決してインフレを抑制するものとは見ず、寧ろその反對に見るのである。尤も我國、特に戦後にあつては小切手による振替が外國程多くないから、此點について割引して考へる必要がある。

併し假りに是等の抗辯を無視するとしても、今日、多額の預金を集め得る如く思ふことは見當外れである。重税時代に於ては多少の危険を冒しても現金を手許に死蔵し、租税の負擔を免れようとする。而して政府が預金の増加に目が眩み、現に行つて居る如くその秘密を極端に尊重し、實質上脱税方法を公許することは大なる不合理である。寧ろ新圓―封鎖、超過所得税制度の實施に當つて、一定の範圍の投資を認め、てこそ、豊富な資金が得られ、且つ租税の徴収が公明正大となるであらう。

ニ 之によつて物價は少なくとも一定期間安定し、且その騰貴率を緩和出来る。

一般には反つて新圓―封鎖は物價を騰貴せしめると云ふ。それは換物を獎勵するためと説明される。併しそれは新圓―封鎖の直前の現象であるし、此場合に前述せる如き抜け道を準備すれば左程であると思へぬ。まして物資の所有者の側より見れば、必ずしも換物が簡單に行はれるとは思へぬ。恐らくは隠匿されたる、又は闇取引される纖維製品を主として、總額三十億の換貨物もあるまい。若しそれ生産資材の如きは賣手を見出し難きのみならず、物資需給 差法の發動を受くる危険が多い。

概して云へば、封鎖の場合にはその直前に於て一時騰貴し、以後は餘剩購買力の消滅によつて八ヶ月間位安定する。謂はゞその物價の騰貴は階段的である。それに對し新圓を自由にすれば、餘剩購買力の増加と共に斜線的に物價が騰貴するが、その傾斜は時をふる毎に急角度となる。若し我々が廿一年十一月の頃に於て再び封鎖を試みたならば十二月以降今日の物價の急騰を免れ得たと思ふ。

尙、此施設の消費平均政策を取つて居なければ、何人にも背理的に見える現行の公定價格制度及びそれに伴ふ一切の悪作用を除却して、價格の統制をば數十の重要生活必需品並に生産手段に限局することも出来ないものである。

ホ 之によつて他の重要經濟政策の効果を保障することが出来る。例へば米の供出に於て餘剩購買力を排除し高價なる買上げを行ひ、正しき收穫に相應する十分なる供出をなさしめ、勞資の協調につい

て平等な生活の基礎を興へ、一定の期間毎に物價と賃銀との平衡を回復する如き政策を保障する。

以上我々は新しい構想による新圓—封鎖を中心とせる一連の施設の積極的根據、即ち辯論を述べたのである。之に對して現在朝野に否定的意見が瀾漫して居るから、正にその反駁を試みねばならぬ。

かゝる否定的意見の最も重要なものは、それが貨幣の信用を害すると云ふものである。

新圓—封鎖、特にそれが繰返し行はれるなら、貨幣の信用は地に墜ち、換物のため物價が騰貴するのみならず、取引は益々廣範圍に貨幣の媒介を拒絶して物々交換となり、貨幣を取得せる者は之を浪費すると云ふのである。

その物價に對する影響に就ては既に述べた所である。一般的なインフレの進行が不可避である以上、之を永久に防止することは出来ないが、少なくとも封鎖後に於ける餘剩購買力の消滅並に所得の平均化的傾向によつて八、九ヶ月間は物價を安定する。封鎖—前の一、二ヶ月——その察知されたことによつて——多少とも急勢の物價騰貴率を認め得るが、半年一年と云ふ長い期間を取れば、反つて封鎖しない場合よりは物價水準は低位に保たれる。換物行爲についても同様のことが云へるであらう。

物々交換の範圍の擴大については、決して之を過重視してはならぬ。インフレ時代、特に特定の物資の入手困難なる事情ある場合、或範圍の物々交換が行はれることは止むを得ないことであつて、之は封鎖と

は關係がない。所謂信用を毀損されない貨幣、自由なる貨幣といへどもその特定の物資入手のために不自由となるからである。これは貨幣の問題よりは、特定の物資の自由市場の缺如の問題である。

此程度以上に一般的に貨幣が交換媒介手段たる機能を喪失することは考へられない。多少とも發達せる商品生産關係は貨幣を伴はずして成立し運動する筈がない。物々交換の場合の双方の要求の對應、否その接觸自身が如何に困難であるかを想像して見よ。加之我々の所得の五分の一——此數字は他の數字と同様に決して正確なものではないが——が國家によつて貨幣の形で取立てられ且つ使用せられること、供出、配給には凡て貨幣が使はれること、俸給賃銀地代等が必ず貨幣で支拂はれること、重要物資が統制されて居る物々交換が許されて居ないこと等を考へ合せるならば、此物々交換論は机上の空論、臆病者の眼に映つた枯薄でしかない。

又浪費を招來し蓄積を脅かすと云ふことも現實とかけ離れた觀察である。今日貯蓄能力を有つ者は、その富を正常に入手しつゝ節慾しつゝある者であるか。恐らく新圓階級は肉慾の満足す可きものを不當に且つ十二分に満足させて、殘餘を死藏するか若しくは闇取引資金として悪用して居る者である。まして我々は封鎖前後に於て社會的に見て有益である投資を認めるものであるから、正當なる貯蓄心を害するものではない。我々は新構想の封鎖によつてこそ、個人が死藏し又は悪用する資金をば潤澤な税源たらしめ並に

産業の資金に利用することが出来るのである。結局封鎖によつて制限される貨幣の職能は、暴富を死蔵する職能、並に闇取引その他、社會的見地から好ましくない支拂手段としての職能のみであつて、世間が聲を大にして云ふ貨幣の信用の喪失となる筈がない。

一體、封鎖を行はない場合、貨幣の信用は何うなるか。インフレの益々急速度の進行、貨幣價值の愈々深刻なる下落、所得の擴大する不公平、就中庶民の實質所得の著しい壓縮、是等の現象は貨幣の信用を増加することを意味するであらうか。此際貨幣の信用を蝕ばれないためには、貨幣價值の下落を、一層増加する貨幣の取得によつて補い、又換物して之を隠匿しておかなければならぬ。之をなし得る者は不正取引者のみである。

其他の新圓——封鎖に對する非難、例へばそれが察知された時、銀行預金が引出されて金融界を攪亂すると云ふものに對しては、一時的な拂戻の停止並に自由預金者優待の施設——その預金々額の二割をそのまま自由預金として認め、又は課税客體から控除する如き措置を行へばよい。

所要紙量、印刷能力の制限に對しては、アメリカの紙幣印刷會社の援助を得てもよいし、比較的短期間の流通と貨幣價值の低落とを考慮すれば、粗製の小型のものをもつて製造し、且つ千圓、五千圓、一萬圓

の紙幣を混へても差支無い。現に小兒が百圓札を持つて駄菓子屋に走りつゝある時、貨幣輕視の心理的影響を考へて、紙質と印刷の美、紙の大きさによつて紙幣の威嚴を保たしめる如き思想は滑稽である。人々は正に貨幣をばその購買力に依つてのみ尊重するであらう。

費用の如きも、封鎖によつて負擔能力に相應した多額の徵税が行はれること並に多額の産業資金が保障されることを思へば、驚く程のものではない。秘密は豫め發行期を定めず印刷しておけば、之を保持することが出来るが、その場合の乗替があつたとしても、そのあり得可き總額を大局から判斷すれば無視し得るものである。

最後にインフレ対策としての貨幣價值安定計算制度について一言觸れておかう。此制度のアイデアはインフレに依る貨幣價值の下落より生ずる損失を免れしめ、預金特に定期預金の増加を促がし、産業への資金の供給を潤澤ならしめ、闇取引の資金を制限することである。

併し貨幣價值下落の損失を免れしめると云つても、物價の騰貴を抑止する直接の方法がないから、只その騰貴したゞけ、又は同じ事であるが、貨幣價值の下落したゞけを後から補償することになる。それも例へば商品を賣却した場合、一々後からその價格の騰貴に相當する金額を追徴することは不可能であるから實際には債務者に對し、借入期と返還期との間の貨幣價值の下落に相當する金額を補償し、俸給賃銀等の

受領者に物價騰貴に相當する増加支拂ひをなすことに限られる。併しその程度でも、之を實行し得るや否や甚だ疑はしい。

俸給賃銀等について國家、企業等が之を行ふことは、俸給賃銀と物價とのスライド制を認めることに外ならない。恐らくは此形式のものだけが實行可能であらうか。此場合には貨幣價值の測定のための生計費指數も明確なものを得る見込がある。それでも國家、企業等が此支拂ひに耐へ得るや否や必ずしも斷言出來ぬ。殊に企業について、従業者の生計費の騰貴と、企業の収益との間にスライド制の實施のため好都合な關係が保持されるとは限らないのである。

債務について考へても、矢張り、國家、企業等が之に耐へるか否か問題である。

されば此貨幣價值安定計算を主張する者は、多くの場合、銀行の定期預金についてのみかゝる補償を要求するのである。インフレに就て問題となるのは、主として自由な購買力であるから、之を定期預金に誘惑し、緊縛し、生産振興のための豊富な資金を作り、闇の商取引のための資金を枯渴せしめんとするのである。

之に對し我々は次の如き抗議を申述べよう。

1 銀行の定期預金者にのみかゝる利益を與へることは不公平である。

2 貨幣價值下落の補償に充てる金額は、銀行から貸出しを受けた企業が負擔しなければならぬが、このことは不可能である。現在、主として財政の必要よりする通貨の増發が貨幣價值の下落を惹き起し、その落勢が急激である際に、如何なる企業が銀行貸出しに對しかゝる補償をなす程度に収益を擧げ得るであらうか。企業が貸出を受け之を商品に換へれば、當然にかゝる能力を持つとは考へられぬ。現金を換物する迄には少なくとも時間の経過があり、且つその全部が換物されるとは限らない。又その換物に當つては平均の騰貴率以上の率をもつて騰貴する商品を選ぶ必要がある。就中、個々の取引の際、一定期限後の貨幣價值の下落の程度を正確に豫知し得ないため、個々の取引の企業の採算に對する意味が解らなくなる。従つて結局企業の經營は不合理、不可能となるであらう。

3 何よりも貨幣價值を測定する正確な尺度がない。資本主義が平穩に運動する場合に於てさへ、物價指數は作製方法によつて、五—一〇%の差を示して居るが、現在の如きインフレ、闇時代には全く想像に絶した開きを示すのである。

我々は以上の諸點から見ても、此貨幣價值安定計算制度に賛成し得ない。寧ろ我國に於て、此制度が一部の學者の机上の空論としてのみならず、自由黨にも民主黨にも多數の信奉者を有ち、議會に於て質問され或は堂々と政策綱領に掲げられて居るのを見て怪訝の念に耐へないのである。

要之するに、現下のインフレ対策として前述せる新圍一封鎖を中心とせる一團の施設以上に妥當なものは考へられぬ。固より一方に於てインフレの諸原因は作用を繼續するが故に、一度限りで之が完成されることはなく、繰り返されるであらう。産業が一齊に回復の緒につくまでそれは一定期間毎になされる。斯くして産業が復興し、その他經濟が一般に安定する見込が付けば、茲に之等の諸施設と永久に訣別され、同時に所謂平價の切り下げを行ひ、財政支出も、金融も緊縮され、就中過去の振制的富の蓄積は切り捨てられる。平價の切り下げは實に經濟の安定期に於て爲さるべきものである。一部には今日既に封鎖に代る可きインフレ対策として主張する者もあるが、決して妥當な見解ではない。蓋し今日の平價の切り下げは單に貨幣單位の數量的表示を縮小するだけで、記帳上の努力を省く外意味が無いからである。何よりも、それによつて貨幣價值の下落物價騰貴の傾向を阻止する力が無いこと、それは直接には過去の債務をそれだけ貨幣價值名義に於て縮小するが、直に物價をその程度に下落させるものでないこと、従つて現在の如き十分なる就職の機會無き時小貯蓄者を困窮せしめること、就中、各人の所得の比例を變化せしめず、インフレの最大悪である、小數の大所得者の放恣と多數の小所得者の困窮とに對し何の解決を與へ得ぬことを注意すればよい。

今や我國の經濟のみならず、政治も亦、所謂新圍階級によつて根本的に蝕まれつゝある。そのドラステ

イックな対策は民主日本のため絶対に必要であらう。

第七章 物價政策と國民の所得平均化

統制經濟が資本主義の基礎の上に行はれる以上、稍もすればその「計畫」は「價格の形成」によつてゆがめられる。例へば米の供出を命じても價格が低いため、それが行はれないこともあるし、石炭の割當てをなしても高い闇價格に誘惑されて横へ流れる。そこで此價格の形成そのものを統制するに至ることは當然である。

併しそれで問題が解決されたのでは無い。統制された價格は往々有名無實のものとなり、統制されない價格が依然として支配力を振ふ場合がある。公定價格よりは寧ろ闇價格が實際の商品の運動を指向することになる。

既に述べたように、戦時以來の我國の物價政策は公定價格によつて物價體系を作つたのである。夫々の商品の價格が關聯せる存在を持ち、一つの商品の價格の騰貴は他の幾つかの商品の騰貴となり、次でそれ

が他の商品の價格に波及するが故に、公定價格を制定する場合、その數は膨大なものとなる。従つて中央四十萬、地方百萬となつたことは少しも怪むに足りない。

併し如斯き龐大な物價體系の作製も決してそのまゝ物價を固定させることにはならない。自然的、特に技術的並に社會的條件の變動によつて夫々の價格の従前の釣合が破れた時、機敏に新しい物價體系に改訂する必要を生ずる。

加之現在の如きインフレの進行しつゝある場合には、各の商品の價格の釣合の外に通貨の増發のために全體の物價水準そのものが變動する。この關係からも亦、全面的な公定價格の改訂が必要となる。

所で今日見るが如く一年又は一年半を隔て、全體的に二倍又は三倍と云ふような公定價格の改訂を行はなければならぬとすれば、公定價格による物價體系の作製はそれだけで無理があることが解る。少くともその改訂前の數ヶ月に於て、公定價格の遵守が一切の生産を停止せしめるか、若しくは之が無視されるか、明瞭であるからである。

我々は如何なる強力な政府の權力も、人間の性質に反して闇を撲滅し得ないことを知つて居る。曾て太平無事の際にアメリカに於てさへ禁酒法の勵行のため、唯一個の商品酒の闇を抑壓し得なかつたではないか。此インフレ時に、公定價格を制定して物價をその點にストップせしめ得ると考へる者は、權力の誇大

妄想患者である軍人、官吏以外にはない。若し我々が何等か効果的な物價政策を策定し實行しようとするれば、價格形成、物價水準の決定に作用する因子を實質的に變動せしめなければならぬ。

所で個々の商品の價格にしろ又は一般物價にしろ、かゝる因子の直接なものは、夫々の需要供給の關係である。然るに既に説明を試みた如く供給の増加を計らんとしても、外資の投下が多額になされ、産業生産力が飛躍的に向上し、若しくは一層直接に多額の消費品の輸入が繼續して行はれない限り、之を行ひ得ない。教授グループの提唱にかゝる石炭鋼材の傾斜生産計畫の如きは、その一般の生産増加に及ぼす影響から見て全く期待を懸け得ない。それに對する通貨の増嵩を見合ふならば、始めから問題にならぬ。

「安本」の、賃銀と物價との悪循環をば前者の釘付けによつて断ち切ると云ふ構想も、インフレの原因が生産費の昂騰である筈がないのであるから、低價格の供給を保證することにはならない。若しインフレに於て現はれている物價騰貴が生産費の昂騰に基くと見るならば、寧ろ租税と物價との悪循環を打切るために減税す可きであると云ふ説が成り立つかも知れぬ。勿論租税は純益に課せられるもので、生産費と無關係であるとの主張は形式論理的に正しい。併し實質的に見るならば、事業家は租税の重課を見越して商品の價格を引上げ、經營上は之をば生産費同様に取扱ふものである。

併し物價の騰貴がインフレ、即ち取引の數量と通貨の數量の食い違いから生ずる限り、低價の供給の條件を作つても供給者の所得を増すだけで、物價の下落に役立つものではないのである。

斯く考へるならば、物價政策の狙ひは需要の減少に主力を注ぐことである。併し茲にも困難な制約があつて、財政支出産業金融二つながら大なる抑制を加へ得る望みはない。此二つの門から通貨の注入が絶えず行はれ、或は死蔵されて居るものに回轉を與へて流速を増加し、或は信用によつて創設された新しい通貨をもつて流量を膨脹せしめて居る。

「安本」の賃銀釘付けは、需要の減少と云ふ角度からも重視す可きものであつて、之によつて多數の勤勞者の所得を抑へ、その購買力の増加が物價に影響する事を阻止すると云ふ者がある。これも亦著しい謬想である。「賃銀は最高で三十七倍、生計費は六、七十倍の騰貴」と云ふ「安本」自身の「報告書」が教へて居るように、賃銀は遅れながら物價に追隨して行くのであつて、之を追ひ越し得るものではない。勤勞者の所得の増加が、從來以上の値段の申出でによつて競争し、物價を釣上げるとしても、それは常に勤勞者の手の届き得る價格の程度に於て行はれる。現在の如く勤勞者の何人もが生活物資を入手し得られないような物價騰貴が現れる理由はない。如斯きはインフレに必然に隨伴する現象であるが、所得の不公平によつてのみ生ずるものである。誠に庶民の所得は、物價特に生計費の騰貴に及ばないやう、實質的に切

下げられ、少數の特權的地位に在る者の所得のみが圖抜けて増大する。さればこそ現に我々が目撃するやうに、食糧危機の最中に於て凡ゆる贅澤的食料品が豊富に殷賑街の店頭に陳列されて居るのである。それは何を意味するであらうか。それは案外に闇物資が潤澤なこと、従つて統制を外し自由販賣を許す餘地があることを語るものではない。否、かゝる物資の需要者が案外に少數であること、庶民は之を欲求するに拘らず、所得の不足によつて購入し得ないことを物語つて居るだけである。従つて只漫然と統制を外せば徒らに少數特權者の逸樂を増進するのみである。

結局我々が有効に實行出来る物價政策は、餘剩購買力の一般的な徴収又は緊縛の外はなく、インフレ對策として述べた新圓―封鎖、超過所得稅、消費所得の平均化政策を實施す可きである。之によつてのみ、インフレの進行中物價水準を支配することが出来る。

尤も、我々は絶対に物價を釘付けること、謂はんや之を引下げることを主張するのではない。唯その騰勢を緩和し、八、九ヶ月間比較的に安定することが出来る。而して此危機の時期にあつては、それだけでも經濟再建のための礎石を据ゑる地盤となるのである。

我々が斯く物價水準を比較的に安定する施設を實施したならば、原則として物價體系の形成を自由ならしめて善いと思ふ。それは自然的、技術的、社會的な諸條件に自ら順應して行はれる。若し社會的條件の

重要なものとして、消費生活のために費消し得る所得部分の均分化が實現されて居れば、統制を外して自由取引に委しても、大所得者のみが物資を擅有することはない。反つて自由によつて生産供給が能率的になされる。

併し單に所得の面から云はゞ貨幣的に、缺乏せる物資の比較的に平均的な入手を保障する外に、一層直接に生産配給並に價格の統制によつて之を強化することが望ましい。即ち生産配給の重要な段階について並にその經理について、效果的なる政府の管理が行はれ得るならば、生活必需品及び重要原料等については統制を行ひ、公定價格を設けることが出来る。尤も生産配給のある段階に於て大規模事業により畫一的に取扱はれ、銘柄が統一されて容易に識別し得られる商品でなければならぬ。是等の公定價格品の數は多くとも數十である可く、その公定價格を一般の物價水準に順應せしめる。

我々が物價政策、特にインフレ下の物價政策に於て餘剩購買力の徴收緊縛と共に常に所得平均政策を實施し、超過所得稅により、財産稅の場合定めたやうな超過累進率をもつて大所得を重稅し、之から得られる収入をば小所得の補給のため支出しようとするのは、現下の物價問題を商品特に生活必需品の分け取りと云ふ方面から觀察するためである。我々が今日物價騰貴を云々することは、外國との競争による輸出の可能性の立場から云々するのではない。何となれば爲替相場が定まらない限り、我國の製品が高いとも廉

いとも云へないからである。又産業の不振、景氣の轉換を懸念するためでもない。如何なる製品も生産される限り、生産費よりは遙に高價に賣却し得るからである。否、物價の問題が取上げられるのは専ら庶民の生活の立場から、乏しきを等しくして居ないことを憂ひて居るからである。物價が高過ぎると云ふのは取りも直さず拂底せる商品就中生活必需品について、少數者が十分の數量を、多數者が不足せる數量を得て居ることを意味する。

一般に國民所得を三つの資金として考へることが習慣となつて居る。生活資金、産業資金、財政資金である。それに従つて年生産物が、國民の生活のため、産業擴張のため、國家施設のため分け取りされる。而して國家は、國民の所得から必要缺く可からざる生活資金並に産業資金を控除した殘額を支配す可く、それに應じて國家施設の限界を設けねばならぬ。これが眞の意味の健全財政であると云はれる。

併しこの意見は資本主義が圓滑に運動して居た場合、資本家的立場から述べられたものである。何となれば此見解は、一方に於てラサールの云ふ所の夜番國家論、即ち國家の經濟的職責は外敵の侵入を防禦し治安を確保し、採算上個人が爲し能はない事業を興すに止ること、他方に於て經濟の自然主義觀、産業の發展のための蓄積並に各人の生活は之を自然のままに營ましめることの二つの前提に立つて居る。そこで國家は、經濟界に於て生活資金と産業資金とが國民所得から控除されて各々の用途に當てられた殘額を、

徴收し支出しなければならぬ。これこそ最も健全なる財政であると云ふ結論になる。

我々は、茲では一般的根據からこの見解を反駁しないが、今日の實狀に照らし、それが妥當しないことは明白である。

國家は、國民所得から生活資金並に産業資金が自然に控除され使用されるまゝに、傍觀座視して居てよいのであらうか。常にその殘額を徴收し支出しつゝ健全な運動を期待出来るのであらうか。斯くして年生産物は乏しき中にも、その重要度に隨つて夫々の用途に向けられ、就中乏しきを等しうするが如く國民の生活を保障するであらうか。

否、否。我々の見る如く、乏しき年生産物、就中生活必需品について、財閥地主等の過去の特權階級の解體に拘らず、戦時中並に戦後に於ける擬制的富の擅有者たる新圓成金の輩が、主として闇ルートに依り、直接にその獅子の分け前を占めつゝあるではないか。それと共に何等かの根據により此乏しき生活必需品の生産配給を管理する地位を占めて居る者も亦、多少とも他の人々に立優つた豊かな分け前を受けつゝある。實に戦後強風に組織された労働者階級すらが、罷工をなしたつゝも、その最低の生活を保障するに足るだけの分け前の權利を主張することが出来ない。謂んや組織無く、何等の強制力を持たない一般庶民、就中戦災者、引揚者、失業者、要生活保護者に於てをや。

一方、産業の状態を顧みれば、それは戦時の損耗を回復し、戦時の需要から平時の需要特に海外の需要に向つて生産を轉換する必要があるに拘らず、そのための資金は之を財閥の自己蓄積にも、果た又一般人の貯蓄にも期待することは出来ない。概してそれは停滯若しくは衰滅の道程に在る。

最後に我々は終戦處理、賠償のための資金をも捻出し、之によつて全生産物の少なからざる部分を戦勝國に引渡さなければならぬ。

凡そかゝる事態に直面しつゝある時、國家の職責は大に擴張せらる可く、その財政資金は前述せる如き國民所得の殘物であり得ない。即ち國家は進んで生活資金の分配に干渉し、個人の力をもつてしては實現し得ない、乏しきを等しうすると云ふ意味の所得の平均化を行ふ可きである。特に戦時戦後の擬制的富の蓄積が年産物の分け取りに参加することを制限し、不正取引品の擅有、闇所得による同様の權利を否認しなければならぬ。

更に國家は個人に代つて産業資金の供給に任じ、それを通して従業者の生活を保障する必要があるのである。

此様に考へるならば、財政資金の中には實質的に生活資金及び産業資金が含まれる。従つて又當然に財政收支は、財閥、地主の解體後殘存又は成立せる特權階級の富と所得とを徵收し、若しくは指導して、之

を庶民の生活保障のため、産業の復興維持のために使用することになる。必要な場合、國家が赤字財政によつて庶民の生活並に産業のための支出をなしても、尙それが購買力を補給し、年生産物の分け取りに影響すると云ふ見地から、是認さる可きである。

我々は戦時並に戦後の富並に所得の成立の過程、極端に云ふならば横領と掠奪の性質を持つその成立の過程から見て、かゝる強制的な生活の平均化、産業への融資の政策をば、少なくとも此窮乏と荒廢の時代に必要であると考へる。それこそは前章に於て見た我々のインフレ對策の基底に横はる思想である。又それは本章の物價政策と所得政策の目標であり、後章の諸政策をも一貫して居るものである。

併し我々が日本經濟の再建の姿を資本主義の民主的更生として眺める限り、かゝる所得の平均化、産業への公的援助の政策は之を恒久に行い得ない。何となれば人々は之によつて、自己の才能の練磨、努力、節慾等の刺戟を喪ひ、産業は國家の援助に依頼しつゝ、獨立獨行し得ざるに至るからである。それは優秀な才能、努力、節慾のため社會へ貢献せること、富の蓄積、大所得の獲得とが或る相應を示さない間、産業が自力をもつて振興し維持し得るが如き客觀的條件が缺けて居る過渡期に於てのみ、行はねばならず、又行ふことを必要とする政策である。その期間は恐らくは昭和廿四年前半期迄であらう。

第八章 食糧政策と闇の排除

日本經濟の再建のために食糧問題を解決することが凡ゆる前提となることは皆人の知る所である。併し根本的に云へば、此食糧問題は單純にそれ自身の範圍内に於て、即ち農業、漁業等の領域で且つ自國のみの力によつて解決し得られるものではない。それは農業、漁業等の振興が直に肥料、農具、漁船、漁具、動力等の増産を前提し、それ等の工業に關聯すると云ふ許りでない。四つの島に跼蹐しつゝ、世界無比の増殖率を持つ七千八百萬の人口を扶養するためには、相當の規模に輸出工業と貿易とを繁榮せしめねばならぬ。勿論此人口の増加は意識的なる産兒制限を行つて、又は之を行はないでも人口その者が老齡化或は文明化しつゝ、減退することも考へられる。併し少くともそれによつて所要食糧が大幅に減少することは之を十數年又は數十年の後に期待し得るのみである。更に國內の新しき耕地の開発、劃期的なる技術の改良の如きも、從來の經驗よりすれば、大なる成果を

擧げ得ない。假りに望みありとしても、孰れも關係工業の振興、特に外資によるその建て直し、並に多額の輸出が伴はなければならぬ。

而して既に「片山首相の長期計畫」に對する我々の批判として述べたやうに、現在食糧問題の根本的解決の輪廓を描出することは、餘りに多くの未知の條件の存在によつて不可能視される。従つて我々は此事には觸れず、たゞ目前二、三年の對策のみを論じよう。

我國の食糧、特に主食の状態が如何なるものであるかは、國民最大の關心事であるがため相當に理解されて居る。故に我々は事新しく農林當局發表の主食需給の數字を掲げない。

併し此主食の需給表について先づ注意しなければならないことは、我國の他の經濟統計の數字と共に、此場合にも明白に大なる誤謬を認め得ることである。「悉く書を信すれば書無きに如かず」とは先哲の訓へである。大方の學者に對しては失禮であるが、「我國の經濟統計をそのまゝ信ずるものは白痴である」との警句も吐き得ると思ふ。

例により若干の事實によつて反駁して置かう。

供給量の計算の根本をなす作付面積が既に正確に握まれて居ない。所謂「隠し田畑」が相當に存在する。昭和廿二年十二月二日の讀賣紙に依れば、農林省が二十二年度米の供出割當のために十月中旬から行つた

水田作付面積實測調査の中間報告の數字により計算した結果、調査府縣二〇、町村數一一二、筆數一、一七七、申告面積六一町九段六畝九歩に對し實測面積は六三町三段六畝一八歩となり、その比率一〇二・二%である。全部が集計され、その比率は一〇六%前後に達する見込であると云つて居る。

收穫量そのもの、計算は、久しく町村役場吏員の目分量の集計であつた。それは石單位の數字となつて發表されるが、何人も正確なものとは考へて居ない。又供出割當てのために坪刈を試みたこともあるが、一切の農林統計の如く極小の範圍に行はれたものであり、且つ此場合にも、人的關係、腐敗、並に後述する如き米穀政策自身の不合理性によつて常に割引が行はれて居る。

公式に發表される收穫量が過小であることは、専門家の意見である許りでなく、幾つかの動かす可からざる事實によつて立證される。只それを確定數字に表はすことは出来ない。例へば農林省の發表せる米收穫高は、昭和二十年米四二九六萬石（實收三九一六萬石）、二十一年五七四九萬石（後には六一三八萬石）供出割當三一六〇萬石、二十二年五八七五萬石、供出割當三〇五五萬石である。之に對して専門家の推算は二十年少くとも四八〇〇萬石、恐らくは五〇〇〇萬石以上、二十一年は少くとも六八〇〇萬石恐らくは七〇〇〇萬石以上、二十二年は二十一年より幾分少ないと云ふ程度である。そこで各年とも一〇〇〇萬石内外の誤差が推測されて居る。實際、二十一年米穀年度には一千萬人の餓死者を

見る計算であつたが、その氣配がなかつたこと、大都市に於てすら二十數日の運配が殆んど榮養失調の現象を示さないこと、配給量をもつてしては一人一日一〇〇乃至一三〇〇カロリーであり、稼働不能であり、運配欠配を考慮すれば、致死の程度であるが、皆元氣で活動して居ること、隨時隨所に行はれる闇取締が常に多量の主食品を押收すること等の事實から見れば、政府の收穫量の發表並にそれに基づいてなされる供出割當は架空の數字であることが立證される。

次に需要量について云へば、統制以前に於ては、それはその年度の收穫に前年度の持越その年度の移輸入を加算し、次年度への持越、その年度の移輸出を控除したものである。供出配給實施以後は單純に、一定の基準配給量加配量減配量を合算したものに過ぎない。固よりそれは實際の消費量とも、一定の理想の見地よりする所要量とも關係する所はないのである。供給量の場合に注意した如くに、實際には多量の闇米闇主食品があつて、概して生理的所要量の最低のものを確保して居る。

公表された供出配給の米換算の數字面から見れば、主食の構成は、米四分の三強、麥その他の雜穀、甘藷馬鈴薯四分の一弱と云ふ所である。

併し以上の數字の信憑性は兎もあれ、國內食糧のみにては人口を養ふに足らず、必ず輸入を仰がねばならぬ。二十一年米穀年度の輸入放出額は六〇萬石、二十二年度は一六三萬石、二十三年度の所要額一八〇

萬石（一石は約玄米六石相當量）である。此輸入放出の數字だけは確定數であるが、その意味はこれだけで兎も角大量餓死を免れて行つたと云ふだけである。小學生體格検査成績に於ける體位の低下、榮養失調者、自殺者、殺人強盜、結婚の不自由、一般に世相の險惡化、社會不安、道德の頹廢等を見れば、明白に食糧と人口との不釣合によるマルサスの云ふ積極的抑制が強力に作用しつゝあることを見るのである。此人口との不釣合からくる食糧問題の根本的な解決策は、産兒制限又は移民による人口の減少か、若しくは國內増産又は輸入による食糧の増加か、若しくは是等の手段の併用かより外無い。併しそれ等は即時的のものでない許りでなく、前述せる如く種々の未知の條件に依存して居るし、且つ現在極めて制限された範圍で實施し得られるに過ぎない。

我々は茲では實施可能であり且つ直に多少の効果を齎らすものだけに着目しよう。屢々云ふ如く我々の統制經濟は資本主義の基礎の上に行はれるが、政治權力は戰時中より遙に弱勢である。臨時的に並に一部分には聯合軍によつて支援されることはあつても、政策の貧困——一般的に云つて合法的に行動すれば必然に餓死し破産する如き——は統制の遂行を著しく困難にする。従つてこの見地から主食品、特に米の價格の決定は極めて重大な意義を持つて居る。その決定が無理であればある程、供出は行はれ難い。若しくは實質的に同一の結果に歸着するが、殊更に收穫を過小に見積り、供出割當をもそ

れに従つて過小に決定し、農家保有米の餘裕を黙認し、闇への處分を見逃がすことになる。我々の見解に依れば、敗戦以來今日までの價格の決定は大體に於て此後の方向に事物を導いたと思ふ。之を立證するため、昭和二十三年米穀年度の米價について研究して見よう。

二十三年米石年度の米價は千七百圓、他に俵代、完納報償として各五十圓を認める。

此價格は「安本」「物價廳」の案を基として片山首相が決定したものであるが、例の千八百圓貨銀基準の新物價體系と米價との相應を狙つたものである。之に對して農林省は原價計算を基準とし、各種の農業團體の希望を斟酌して、二千五百圓以上の米價案を主張し一蹴されたのである。

此米價算定の方法は次の如くであつて、米價と新物價體系に於ける農家用諸商品の價格との間の釣合を計算——パリティ計算——したに外ならない。

(1) 先づパリティ計算の基準米價として、昭和九年——十一年三ヶ年平均の、深川正米相場から手数料並に俵代を差引いた生産地價格、一石二十七圓十六錢を定めた。

(2) 昭和二十二年、六百戸に就て行つた農家經濟實態調査の數字から、重要な農家用品七十一品目を選び且つその農家經濟の支出に對するウェイトを計算する。

(3) 右の品目の昭和九年——十一年の價格を基準とし、それに対する昭和二十一年度の價格の指數を求

める。後者の価格は現行公定価格（一部豫想価格）をもつて宛てる。

(4) それ等の商品の總平均指數算出のため、フィッシャー理想方式を用いる。即ちラスパイレ方式即ち基準年度を一とし各品目の現在の騰貴率に(2)によつて知られたウェイトをかけて出る指數を總平均する方式、並にパーセ方式、即ち現在年次を基準としラスパイレ方式の價格指數の逆數にウェイトをかけて出る指數の合計を總平均する方法によつて得た二つの總平均指數を更に幾何平均したものである。而してそのパリテイ指數は六二・五五となる。

(5) 基準年次の米價廿七圓十六錢を右の六二・五五倍すれば、千六百九十八圓八十五錢となり、端數を切上げて千七百圓となした。

此米價の決定は、新物價體系との釣合を考慮して居ること、並に極めて複雑な總平均指數の算出方法を用ひて居ることから、科學的なものであるが如き印象を與へる。併しそれは單に鬼面人を脅すための小細工であつて、此鬼面を剥ぎ取りその裏にひそむ馬鹿面を見露すことはさして困難な業ではない。

先づ何人も直に氣付く點は、右の計算は本質的には生産費に依る米價の決定であり、米價をその生産費で抑へて新物價體系との釣合を保たうとする試であることである。食糧の不足によつて米價が物價騰貴率の平均を遙に超えて騰貴せんとする傾向をば、その生産費で抑へると云ふ統制を加へたのである。農家經

濟實態調査に基き重要な農家用商品を選択し——此際生産的用途のものゝみで無く、消費的用途のものが含まれても、元來小事業にあつては、事業と家計との分離が行はれず、事業主並に家族の生計費は生産費の一部に包含されるものであるから、不都合を生じない——それによつてウェイトをかけ、指數を算出し米價を決定するのは、結局農家經濟の支出の増加の割合だけ、米價の騰貴を承認したものである。従つて原則的に云へば「安本」「物價廳」の米價決定の主旨と、農林省のものとは全く等しいのである。

それにも拘らず、何故に前者はこれを千七百圓に押さへ、後者は二千五百圓以上に計算し、兩者の間にかかる大なる誤差が表れたか、此處に我々の疑問があり、同時にその計算の不合理性を示唆するものがある。

此二つの生産費の計算にかく大差が表れた理由は次の如くである。即ち「安本」は現在の價格をば公定價格（一部豫定價格）で計算し、農林省はそれを公定價格並に現實の闇價格で計算した所に差異が生じたのである。その他に、後者に於いては資本利子、租税その他の公課等が加算されたこともあるであらうが、それは恐らくは左程大きな影響を持つて居まい。

所で此公定價格は第五章並に第七章で批評したやうに、少くとも一部分は名義的な架空的な存在であつて現實の存在ではない。即ち農家はその用品の悉くを公定價格で入手し得ず、闇價格を支拂ふことを餘儀

なくされる。米の生産費中間價格の支拂部分が多ければ多い程、公定價格の總平均騰貴率を基準年次の米價に乗じたものは、米の現實の生産費以下となる。「安本」が嚴めしく計算し出したものは、此理によつて不合理となり、云はゞ横車を押したことになるのである。

所で若しこの米價により正しい供出を行はしむれば、農家の少なからざる部分、大抵の單作農家は破産せざるを得ないであらう。それが現實に現はれないで、聯合軍の協力により供出が完遂されんとしつゝ、あるのは、一に收穫が過小に見積られ、供出以外の闇米が相當量に存在し、その闇價格が極めて高いためである。

「安本」の米價決定の誤謬は新物價體系の價格計算そのもの、中に存在するのであつて、如何ほど複雑なる——必ずしも精確とは云へぬ——總平均指數の算出方式を用ひても、此缺陷を是正することは出來ないのである。

併し我々は同時に農林省の米生産費の計算が正確であるとして之を是認する者ではない。後述する所から明白なやうに、此二千五百圓以上と云ふ米價の決定も種々の見地から未だ低きに過ぎるものである。

農林省は大正十年米穀法制定以來恒久的な米の需給の調節を行い、大正十四年以來は米價の調節をも併せ試みることになつた。此目的のために當然米生産費の調査を行つたのであるが、外部に對しその内容を

秘密にし、特に計算方法を發表することはなかつた。我々の記憶に誤り無くば、一度昭和九米穀年度に米價決定の委員の一人であつた上山滿之進氏が之を新聞に洩したゞけであつた。

併し昭和廿二米穀年度の米生産費に就ては、政府は項目別に發表し、それに従つて一石五百五十圓の決定をなしたのである。

その各項目並に具體的な評價數字は茲に掲げない。此計算方法に根本的缺陷があること並にインフレのさ中に、昨年の評價數字を問題にしても意味がないからである。

只、我々はその計算の方法について一般的な次の疑問を提出して置かう。

(1) 種籾代、肥料代、小作料、農機具消耗代、投下資本利子、賃銀、公課等、多數の生産費の項目を並べる場合最大の論點となるのは農家の生活費をば之に加へるか否かである。政府の發表せるものには、此項目は省かれて居る。強いて云へば投下資本利子、自家労働に對する賃銀がそれに相當すると云へる。それで農家は米を生産費で賣却し、如何にして生活するか、又その米の一部を自家消費に宛てるならば、その生産費を如何にして回復するかと云ふ問題が生ずる。此問題は小事業經營の生産費計算に共通するものであつて、生産費の中に家族の生活費——従つて生活標準の決定が含まれる——を込めて計算し、若しくは生産費に生活費を加算して計算し、それによつて價格の決定をなさなければ、その従事員の生計が保

證されない。

(2) 特に現在の如き經濟事情の下では、各項目の評價數字は低きに失する傾向が強い。肥料その他の生産手段にしろ、生活用品にしろ、配給徑路に乗つて公定價格で入手し得る數量は必ず不十分であり、闇の購買に依頼するのであるが、斯かる性質の調査に於て、當然それは低く評價される。二十二年度の米の生産費計算については勞賃が問題となり、農林省は一日二十圓に安本は十五圓に評價し、その結果前者は石六百圓、後者は五百圓を主張し、妥協によつて五百五十圓に決定したのである。前に注意したやうに此項目の評價は農家の生計と直接に關係する。そこで常にその生活程度を戦前のもものに引据ゑて置くか、經濟の缺乏の中にも民主化の恩澤を享受せしめ、生活程度の向上を認めるか、問題となる。而して此種の調査では一般に無意識的に生活程度據置の決定がなされる。

(3) 限界(最高)生活費よりは平均生産費、再生産費よりは過去の生産費が計算される點に不合理が存在する。

我々は例によつて、此生産費計算に於ても、元來大差ある可き各農家事業の石當り生産費が如何にして平均されたかの方法について明示されては居らぬ。かゝる方法として恐らくは各の生産費が平均されたと思ふ。前述の昭和九米穀年度のものについて上山氏が發表した所に依れば、全國二千戸の選ばれたる經營

の生産費調査の數字について、之を生産費の大きさに従つて幾つかの階級に分類し、最高、最低に屬する各二つの階級のものを除き、残りのものを平均した結果であると述べた。

世界全般を通じて、農業經營の如く土地の肥瘠、位置、經營規模、技術等の差が著しいものは、各經營の生産物單位當り生産費が大差を示すものであつて、最高のもものは最低のもの、三倍に達する。上山氏が發表した數字は正確に此一對三を示して居た。

現在の石當り米生産費が、經營の異なるに従つて如何なる幅の差を持つか發表されて居らぬ。併し今日の特殊事情、例へば闇價格が不統一のものであり、又インフレの進行によつて買入時期が價格に大なる影響を及ぼし、且つ他の一般の生産並に購入條件が従前より一層不平均となつたことを見れば、最高最低の生産費の幅は従前よりは寧ろ擴大したと判斷して誤りが無いであらう。

他方、米は經濟學價格論に云ふ所の生産費を増加せざれば生産を増加し得ぬ生産物であり、益々多量の生産を確保しようとするれば、常にその最高の生産費を與へねばならぬ。併し農林省又は「安本」の發表する生産費は決して此限界生産費では無く平均生産費であると思ふ。現に問題となつて居る主食農産物耕作面積の減退傾向は、一つは「隠し田畑」と云ふ現象にも關係があるが、根本的にはかゝる平均生産費による價格決定に關係があると思ふ。

次にインフレ進行の場合には、甲年度の米價の基準となる生産費は、その前年に現實に支出した甲年度の米の生産費であつてはならず、甲年に、次年度米の生産のため必要な生産費を回復せしめねばならぬ。然らざれば生産の規模が縮小する。併し米生産費の計算はかく再生産費を考慮するものではない。

(4) 生産費調査のために觀察される農家戸数が過少であつて、之をば典型的なものと考へ得るか否か頗る疑問である。

我國農家戸数は專業兼業を併せて五百七十萬戸、專業のものだけでも三百萬戸に上る。それに對して戰時中まで農林省が生産費調査の對象としたのは僅かに二千戸であり、「安本」の發表した農家經濟實體調査のものは二十一年度五〇戸、二十二年度約六百戸である。此數は眞に九牛の一毛とも云はる可きものであり、前述せる如く農業經營の經營條件に大なる差等あることから見ても、果して典型的なものが選ばれたか否か、從つてその生産費をば全國の米價決定の標準として使用することを許されるか否か問題である。

(5) 農家をして増産並に供出意欲を起させるためには、他の物價との均衡、他の職業の所得との均衡を得せしめなければならぬが、これが考慮されて居らぬ。勿論他の物價との均衡と云ふのは、眞の現實に存在せる物價とであつて、公定價格との間のことではない。農家が必然に闇購入に赴き、且つ他の商品が生産費を遙に超えて賣却される時、米價のみが不合理なる、且つ可成りに假想の存在である公定價格に結

び付けられる理由はない。

又農家のみが他の職業の者に比較し著しく過小な所得で満足しなければならぬとは思へない。二十二年度の米生産費中、農家の純収入は投下資本利子と勞賃である。假りに三町、四十石の生産を舉げる單作專業農家とし、一石につき二十三日、一日二十圓とすれば一八四〇〇圓プラス資本利子、それで生活費の全部を賄ひ、尙生産費の増加分も支拂はなければならぬ。自家消費米七、八石を生産費で購入出来るとしても、此収入が不十分であることは明白である。

若し二十三年度「安本」式の米價なれば三十二三石を賣却して、約六〇、〇〇〇圓の總収入を得、その中から米代を除く生計費のみならず、再生産のための一切の費用を支拂ふことになる。農家經濟實體調査の一農家平均の耕地面積一町二反に對して二町を豫想したのであるから、此計算は恐らく實際の農家収入より遙に多いであらう。兎も角も之によれば、單作農家として社會のために最も貢獻して居る農家は闇をしない限り生活が立たないことになる。

以上我々が煩を厭はず、主食品特にその最も重要な米を例にとつて、收穫量、消費量、價格の公式數字を檢討したことは、是等が誤謬と不合理の集積であることを示すためであつた。從つて此數字に基いた食糧政策が國民の生活を安定し得ないこと、否端的に云へば國民の凡てを違法不道德の生活に追い込み、惡

人榮え善人亡びる世態を現前せしめたことは毫も怪むに足りない。

今や我々は此虚偽と不合理と不徳義の食糧政策を根本的に立て直して、農家も消費者も闇を敢てすることなくして、破産せず、餓死せず、各その本職に専心し晏如たり得る全く新しい設計をなさねばならぬ。農家から收穫の眞實の數量を握み、その凡ての餘剩米を供出一本に乗せるため、何うすれば良いか。農家が供出を悦ぶ價格で買上げ、又闇の買手を無くすよう、闇成金の餘剩購買力を徴收若しくは緊縛すればよい。

消費者をして闇買に身心を勞せしめず、本職に専心し、生活の安定感を得せしめるため如何なる方法があるか。平均三合配給を斷行し、運配配給を無くすればよい。

我々はかゝる企圖を實現するため次の如き一連の食糧政策の實施を提唱する。

即ち 1 新米の取入れ搬出の直前に新圓封鎖を行つて餘剩購買力を徴收緊縛する。 2 最高再生産費を回収し十分なる生計を保障し、他の物價、他の職業の所得と均衡を得た米價を定める。インフレの進行必至である點から考へて、大膽に農家の豫期以上の高價を定めることが出来る。例へば二十一年産米なれば一五〇〇—二〇〇〇圓、二十二年産米に對しては四〇〇〇—五〇〇〇圓の供出買入價格を定める。供出に對し種々な特典を與へ供出を最も有利な賣却方法とする。例へば供出代金半額の即時自由支拂、その

所得部分に對する税の減免、肥料、農具、その他生活用品の優先的購入權の附與等の如き施設である。他の雜穀薯等に對するものよりは米に對して優待する。若し農家が供出を最も有利な賣却であると考へるならば、收穫は正確に申告され、供出割當は寧ろ多きを欲し、闇に動いて居た隠し米等が全部供出配給のルートに乗ることになる。 3 多くの人の推算に依れば、正規のルートと闇のルートを合せて、我々は平均三合の消費をなして居たのであるから、闇主食が供出に乘る限り、消費者に對し平均三合の配給を行ふことが出来る。但しそれがためには、少くとも昭和二十二年度と均しき、即ち百六十三萬噸、成る可くは百九十乃至二百萬噸の輸入を確保しなければならぬ。

我々は聯合軍總司令部に懇願して、少なくとも此數量の輸入を確保する見込を持ち得ると信ずる。それがためには率直に事態を證明し、現行の食糧政策の虚偽、不合理、不道徳、その經濟再建への障得と、新しき政策の可能性、その各方面に對する影響とを比較論證する必要がある。

(1) 新舊兩政策に於て實際の消費量と輸入所要量は變らない。「舊」に於て基準量二合五勺の配給は平均二合一勺の消費をなさしめるが、その場合には残りの九勺を闇で補充する。「新」に於ては凡て正規のルートから配給を受ける。それだけの差であつて百六十萬噸乃至二百萬噸の輸入所要量は増減しない。

(2) 「新」によつて農家は始めて相當の收入を擧げ、闇をなすこと無くして經營の繼續生活の安定を

保障される。尤も此「相當の収入」とは劣等な条件にある單作農家を標準としたものであるから、優等な条件にある者特に果物蔬菜等の栽培に當る者は相當以上の収入を得る。併しそれに對しては別に公課の負擔によつて適當に處理する途がある。

(3) 消費者の家計費、従つて物價一般に對する「新」「舊」双方の影響は、普通に推測されて居るものとは寧ろ反對である。「舊」に於て配給への支出は少ないが、不足であり、特に供出量少なく運配配必至であるため、闇への支出は多い。その兩者の合計は「新」による配給一本への支出よりは多額である筈である。假りに「新」米價石五千圓とし一人一日三合とすれば、その代金は一五圓である。「舊」によれば、運配配を計算に入れて、配給から平均二合、闇から平均一合を入手すると考へて決して不當ではない。

然らば消費者賣價一〇キロ一四八圓五〇錢として二合約四圓となる。残り一合の闇米を一年平均十一圓以下で購入し得た場合にのみ、「新」に於けるよりは家計支出を節約し得る。併し昭和二十二年十月十一月の新米の出初め時に於てさへ、東京の闇相場は一升百十圓と云ふことはなかつた。十二月末以後は百八十圓以下では入手困難であり、新圓——封鎖の如き斷然たる手を打たない限り、六月——八月に四、五百圓相場が現れることすら必ずしも無いとは云へぬ。

又今日の經濟事情に於て米價の値上げが物價騰貴を促すと云ふ見透しは決して正しくない。「新」政策の實施が反つて實質的に家計費を減少することを考慮しないとしても、物價は賃銀費の増加によつては無く、擬制資本の蓄積、生産の停屯、財政並に金融の赤字による通貨の膨脹により騰貴するのである。併し尙此點に懸念があるならば、政府は米の消費者賣渡價格について特別の操作をすればよい。即ち年度始めには、供出代價以下の價格例へば石二千圓をもつて、以後漸次に價格を引揚げ、年度末端境期には七千圓又は八千圓をもつて賣渡し、大藏省券によつて一時の損失をカバーし、年度末に之を償還すればよいのである。インフレ進行が必至である限り、かゝる操作によつて物價、賃銀の騰貴に遅れて米價を引上げるのである。

(4) 「新」政策を實施すれば、闇を撲滅し國民の道德標準を向上し、各人が専門の業務に盡瘁し、經濟の復興を助け、特に不足せる食糧の輸入に對して見返り物資の生産を圓滑ならしめることが出来る。

我々は主食品について取る可き「新」政策を、米を例として説いたのである。今や我々は正しきものを窮迫せしめ、狡猾鐵面皮の者を繁榮せしめる凡ゆる官僚の施設に對し、一斷もつて訣別する時期である。恐らくかゝる新政策の實施に對し最も頑強な反對を試みる者は、從來の政策によつて利益を得て居た人々即ち一切の闇屋、農林官僚並に食糧公團員の一部であらうが、國民の多數の要望は此抵抗を破砕するため

十分な力を有つものと思ふ。

尙、前述の食糧政策の外に、主食農産物の増産を計ること並に水産物その他によつて代用食糧資源を得ることが考へられる。

主食農産物の増産のため最大なる即效的手段となるのは肥料の増産増配であらう。昭和九年―十一年の我内地金肥の消費量は、綿實並に菜種油粕類二十五萬噸、緋鱈搾粕類二十三萬噸、化成肥料三十六萬噸、調合肥料八十三萬噸、硫安八十三萬噸、大豆油粕八十萬噸、石灰窒素二十一萬噸、過燐酸石灰百十三萬噸等であつた。之に對し現在硫安七十二萬噸、石灰窒素二十二萬噸、過燐酸石灰七十萬噸であるが、その他の肥料の數字は解らない。併し調合肥料、化成肥料は殆んど皆無であると考へられるし、棉實並に菜種油粕の五分の三以上、魚肥の二分の一以上、大豆油粕の三分の二以上、其他加里肥料の大部分は輸入であつたし、内地産の原料は概ね肥料から食料に切り替へられたことを考へれば、今日金肥の使用量は戦前の四分の一にも充たないものであると推算される。

此肥料の増産に當つては徒らに生産目標のみを掲げることに満足しないで、重點生擴品目として、前述せる如く事業別系列表、工程表によつて計畫を策定しつゝ、適當な生擴體制を整備す可きである。

併し此金肥の増産が主食品を増産する程度を過大視することも出来ない。既に金肥に代る自肥が相當有

效に使用されて居ることも想像される。二十一年並に二十二年産米の如きは、氣候の好條件に恵まれて七千萬石内外の收穫を擧げて居ると推算されて居る以上、天候不順時の凶作の場合を除いて、金肥の十分な供給が増産に及ぼす影響は一割内外に止まるであらう。

主食農産物増産の長期計畫としては、昭和二十年以後、五ヶ年間の一五五萬町歩開墾（内地八五萬町歩北海道七〇萬町歩）六ヶ年間の一〇萬町歩の干拓（湖南七萬五千町歩、海面二萬五千町歩）三年間の客土、床締め、排水、灌漑、耕種改良、耕地整理等の土地改良が實施されつゝある。併し昭和十八年以來、同様の企劃が實施に移されて慘憺たる失敗を演じたのを見れば、之に大なる期待を懸け得るや否や疑無きを得ない。湖南干拓が成功の率多きのみで、開墾は特に不成績である。未開墾地は技術的可耕性を持つとしても、經濟的條件を缺くもの多きこと、特に未経験者の内地植民に對する指導が不十分であること、就中始めの數年間必要な補助を與へぬこと、官吏が業績を擧げるため開墾にのみ力を注ぎ、舊耕地の保存を等閑視すること等の原因から全體として耕地面積が寧ろ減少する傾向すら認められる。又改良も餘りに劃一的形式的に流れ、個々の經營の條件に順應するための努力を惜むが故に、豫期した増産を見ないのである。寧ろ我々は、土地並に耕作技術の改良の期待をば、土地改革に伴ふ農民の經濟的地位の向上、それによる知識の開發資金の潤澤にかけようと思ふ。

併し目先には反つて農民の生活上の餘裕を妨げる前述の如き諸事情が存在する。新しき技術の導入のためには、人口の減少と農業機械、電力、肥料等の供給が必要であり、それ等は工業の振興を前提する。一反歩よりの收穫の絶對量を増加しつゝ、集團耕作により經營規模を擴張し機械使用を増加し、分業を應用することは、經營並に耕作技術に關する劃期的な發明がない以上不可能であらう。

我々が現實的立場に立つて是等の困難を十分に評價するならば、此農地改革が主食農産物の相當の増産に結實するためには、未だ多くの助成的な施設を必要とし且つ十年の期間を待たねばならぬであらう。

最後に、他の食糧資源、就中漁獲物により主食農産物の不足を補充することに最善を盡す可きである。併し此場合にも亦、餘りに樂觀的であつてはならぬ。戦前に於て、米その他の主食農産物をば輸入しつつ、その上に魚を食べて居たこと、その漁獲高の統計數字が實際のものゝ三分の一又は少なくとも二分の一であつたこと、千島、樺太、カムチャツカの沿岸並に近海漁場、朝鮮の清津その他の沿岸漁場を喪失したこと、南洋、太平洋、カナダ、南北水洋等の遠洋漁場が大なる制限を被つて居ること等を思い浮べるならば、漁船、漁具、燃料等の目前の困難を克服し得るものとしても、我々の戦後の漁獲高が戦前のレベルに到達することは極めて困難である。

結局食糧問題の長期間の解決は、輸出工業、輸出貿易、遠洋海運に求めなければならぬ。併し講和會議

に於て是等が如何なる程度に許容されるか未だ確知されて居ないのである。

第九章 工鑛交通業の再建と貿易並に外國投資

我々は第一章並に第四章に於て、我國の工業が如何に深刻なる打撃と更生の苦惱を経験しつゝあるかを述べた。それは「安本」の「經濟實相報告書」の云ふ昭和九年—十一年に比較し三〇%の生産減退とか又その原因が石炭電力の不足、賠償の未決定、インフレであるとか云ふ性質のものでは無い。實に戦前の工業の構造、その依つて立つ基盤が根本的に揺り動かされ、可成の程度で壊滅したことを示すのである。

我々は既になした説明を繰り返さないが、その重大性に鑑み、記憶を喚起するため改めて項目だけを列挙して置かう。

即ち(1) 戦災による破壊、(2) 戦時に於ける生産設備の酷使による消耗、(3) 同じく戦時工業への轉換、(4) 平和工業設備のスクラップ化、(5) 戦時中歐米技術界より隔離せることから生ずる一般的機械の、並に部分的な設備、生産方法の舊式化、(6) 賠償による工場設備の撤去、その準備として

の工場の指定並に聯合軍の管理、(7) 海外領土、それに伴ふ工場その他の資産、原料資源の喪失、海外關係企業の閉鎖、(8) 貿易の制限並に管理、(9) 遠洋船舶の激減と外國海運の禁止、(10) 財閥企業の解體並に財閥家族の追放による企業主體の消滅、(11) 財界人追放による經營方針の變化と能力の低下、(12) 補償の打切りに拘らず、戦時中の並に戦後に引續ける多額なる擬制資本の存在、(13) 私的獨占禁止法、就中過度集中排除法に基く企業組織編制替への不安と企業能力の弱體化、(14) 労働運動の進出による新しい經營方法の混亂、労働争議の頻發、作業秩序の弛緩、労働能率の減退等である。

凡そ以上の如き滿身創痍の工業が敗戦後の未曾有の惡環境惡條件、例へば拙劣な官僚統制、特に不合理な物價體系の設定、不當なる生贖、物動計畫、インフレ、食糧の不足、常軌を逸した重税の中に再建されなければならぬ。

従つてその再建は、動力、燃料の増産、労働能率の向上、企業の合理化等の如く、二、三の離れぬの施設によつて達成することは出来ぬ。前述せる多數の缺陷を悉く補填し、且つ新しい活力を與へるため多面的な、同時に統一した綜合政策を實行する必要がある。

我々は茲では各工業部門の特殊問題を取扱はずして、只一般的な再建政策を述べる。従つて鑛業交通業については、主として工業について述べた所から類推し理解して欲しいと思ふ。我國の經濟政策の現状は

實にかゝる最も基本的な共通な施設を閉却して、云はゞ對症療法的施設にのみ没頭して居るのである。

又我々は大工業を目標とし、中小工業には殆んど關説する所がない。既に述べた如くに八千萬の人口を扶養する場合、大工業と大貿易恐らくは大海運は不可缺の條件である。且つ歐米諸國と地理的に懸絶して居ることから、中小工業そのものも亦、國內の大工業を必要とするかと考へるからである。中小工業の殆んど全部は、大工業に對して何等かの依存關係にある。原料、機械、工具の供給を仰ぎ、部品を製作し、修繕を營み半製品を加工する等、種々な協力關係にあるが、その際遠隔の外國大工業をのみ對手とすることは到底便宜を得ないのである。かゝる見地から、目前如何に中小工業が窮迫し、且つその振興が最も手近かなものと思へても、眞實には大工業の再建こそ、中小工業の振興のための最も重要な前提條件であると思ふ。

A 我々が工業再建のため努力するならば、先づそれが全體として如何なる構成を持つ可きか、即ち如何なる工業部門を如何なる規模に存在せしめるかの概觀を有たなければならぬことに氣付くであらう。併し實際に於てそれは不可能であり、少なくとも當分不必要でもある。

第一に、講和會議に依つて許容される工業の水準が決定されて居らぬ。既述の如くポツダム宣言によつて我國に於ける工業は平和工業のみに限定され、その水準は一應、一九三〇年乃至一九三四年（昭和五年

乃至昭和九年）の程度に定められたが、それが具體的に何を意味するか、戰時中その水準から見て平均二倍以上の能力を有つに至つた我大工業の諸設備から何が撤去されるかに就ては、ポーレーの私案、極東委員會の暫定案、その後に於ける賠償の一部を生産品をもつて支拂ふと云ふ修正案、東洋の工場として日本を復活せしめようとする極東委員會米國側理事シイポルト及び委員マツコイ兩氏の意見ストライク委員會勸告案がある。今日の情勢から見れば、一九三〇年乃至一九三四年の水準以上に引上げられる望がある。

それに應じて許容される各工業部門の生産能力、残存する生産設備、貿易の範圍、投資の見込が推算され、始めて工業再建の全貌が明かになるのである。併しそれは完全に昭和五年乃至九年の、又は新に設定された孰れの年度の工業の構成と規模とを持つものとは云へない。軍需工業は消滅して了ふし、國內の人口、資源の状態が異つて來たし、世界の市場にも種々なる變化があつたからである。

兎も角今日に在つて、此工業全體の構成と規模は未知であり、講和會議直前に之について論議することは、極めてデリケートな問題となる惧れがあり、之を避けねばならぬ。

第二に、我々が現實的立場から見れば、目前の荒廢から再建に至るまで計畫し施設する幾つかの段階がある。殊に全産業體制の攪亂、機械、資材等の缺乏の状態を見れば、目前、再建のため可能な手段は限定されて居る。再建の終局の目標は明確でないとしても、只今踏み出さる可き數歩を印する途は知られ

て居る。我々は之に満足して居てよいのではないか。

此見地から我々の云ふ総合的重點生産擴充計畫を策定する。之についても既に述べた所であるが、生活必需品、輸出品、進駐軍用品等について、事業別系列表によつて凡ての隘路を見透し、資材、機械、設備交通、動力等一切の拂底の状態を衡量しつゝ、恐らくは數十の品目について総合的生產擴充計畫を策定する。勿論官僚を主とせず、エキスパートの分科委員會を設けて廣く學識者經驗者の參劃協力を求めなければならぬ。その策定並に實施のための機關の構造並に方法については、第五章の中で「安本の生産計畫」を批評し修正の提案を示したのから、知ることが出来るであらう。

併し戦時以來の統制經濟の實績に照して明かなる如く、政府が生産擴充計畫を策定し、並にその實施を宣言したればとて、直にそれが實現されるとは定まらない。総合的重點生産擴充計畫は技術的な中央計畫であり、經濟界に於て個々の企業、並にその關係者が此計畫の線に沿つて實際に活動し、之を實施するためには、經濟的な可能性寧ろ私經濟的な望ましき、利益の誘惑を與へねばならぬ。即ち我々の統制經濟に於ける個人への要求は減私奉公ではなく、私利を追求しつゝ、公益への合體である。如何にして斯かる公私一如の體制が個人の自由を最小限に羈束しつゝ、實現されるか、それが統制經濟の價値及び能率を分つものである。

B かゝる統制經濟の総合的重點生産計畫の資本主義的基礎への順應のための施設は多數ある。

I 最初に考慮すべきことは、企業の主體の問題である。

我國の朝野は、財閥の解體、財閥家族並に有力な財界人の追放が經濟界、特に企業の本質に及ぼした決定的な影響に氣付いて居ないやうである。人々は戦時までの我經濟界に財閥を中心にした資本家が存在したやうに、現に之に代る新しい資本家が存在する如く思つて居る。經濟問題が民間に提起され、諮問され、論議され、抗争される毎に、資本家代表として資本の利益を主張し行動する者と、労働者代表として労働者の立場を護る者との對立を考へて居る。併しそれは過去の亡靈の影を見つゝあるものに外ならぬ。

實際には、我國の産業に財閥の壓倒的支配態勢があつたため、その解體と共に、現在大企業には主體が無くなつたのである。新しき資本家はまだ現れ出て來ぬ。企業が重要であればある程、即ち一般にその規模が大きければ大きい程、これは動かす可からざる事實である。試に今日資本家代表を名乗つて居る人々の本體を見よ。彼等は一人々々、否總人數で、その資本の何割を所有して居るか。又有力な資本の所有者である何人の選任によつて、その位置を占め得たか。眞實には彼等は終戦時の中級の使用人であつて、曾ての企業の所有者並に經營者の追放の機會に乗つて、主として使用人、労働者からその權限を容認された者である。

此新しい、經營機關の占有者が將來長く今日の権限を持ち続けるものであらうか、又それによつて如何なる經營の新しい性質が産まれて來るのであらうか、我々は確實に之を豫想することは出來ない。

併し目前、その人々の經營振りを見るならば、曾て財閥を中心とした資本家及びその代表者であつた經營者の持つて居た社會的短所を棄て去つたと共に、その社會的長所をも喪つたと云へる。即ち大まかに労働者に對する搾取、壓制、消費者に對する獨占的貪婪、中小商工業者に對する不正の壓迫等は之を認め得ないやうになつたが、同時に、事業自身の永遠の繁榮について深く配慮し、作業規律を維持し、採算性を堅持し、資本の減耗を補償し、自己資本を積立て、新しき資源を開發し、新投資のための冒險をなす等の事も亦、消滅して終つたのである。勿論現在の環境は經營者がかゝる社會的機能を果す上に決して恵まれたものではない。否、労働組合運動の小兒病的自己主張と經濟の破綻に瀕する不況とに挾撃されて、何人が經營者たるも手も足も出ざる境地に在るとも云へる。併しそれ等を考慮に入れても、現在の經營者の行動は餘りに使用人的である。自己の生活上の利益に支配されて、その目前の収入を多くすることに汲々とし若しくは在職中に財を積むに専らであり、然らざるも位置を喪ふことを恐れて、經綸も無く、從業者の意を迎へて借入れをなし資産を賣却し、其日暮しをして居る。従つて經營者は労働者、使用人と共に企業を食ひ潰しつゝある。

故に、會々産業の性質上、國家の管理又は輿論の非難によつて増産活動を強ひられる場合も、事業の維持擴張のための資金の借入に専念し、自ら努力節約する傾向を示さない。簡單に云ふならば、現に經營者の行動を律して居るものは、事業の永續、擴大では無くして、その個人の生活の要求である。

他方に於て、その間に企業の所有者、眞の意味の資本家が漸次に孵化しつゝある。曾ての財閥の多くの企業に於て、補償打切による企業、金融機關の再建整備は、舊資本の最高九割を減資せしめ、同時に整理會社は増資して新しい株主を作つた。持株會社整理委員會の手中にある株式も漸次に賣却されつゝある。企業の過度集中排除法の作用としても、分割された企業は資本的に新しい所有者を求めることになつた。最後にインフレの進行中、價格の騰貴の最小であつた株式は漸く財産保存の目標として、新階級——農民の一部をも含めて——の投資を迎へつゝある。

併し概して是等の新しい資本家は、或程度迄は財閥解體の主旨に添ふものとして、所謂中、小株主であり、又その中には投機的利益、又は單純な財産保存の利益を志す者がある。従つて彼等が財閥の盡した社會的機能を持ち得るや否や必ずしも樂觀出來ない。是種の株主は稍もすれば、株價と配當とに注意を集中し、事業の將來のことを慮らず、特にその生産内容の發展については無關心である。又同時に容易に煽動に乗り易いため、果して良き經營者とその位置に安住せしめ得るか否か疑はれる。

かゝる企業主體の現状を見るならば、國家は必然に三つの問題に對し一定の解決を準備す可きである。即ち第一に、企業の主體をその在るが儘に又成るが儘に放置して置いてよいか。第二に、現在並に將來の經營者と用人特に労働者の關係を如何に規律す可きか。第三に、一步を進めて國家と企業とは新しい關係に立つ必要がないかである。

此問題は極めて複雑であり、その完全なる解決は最大の困難を伴ふが、更に後述するが如く凡ての大企業に國外投資が必須であることに依つて、一層その度を加へる。

茲で我々は、企業主體の各般の問題を考察して、特殊の國家管理制度を提唱する。

我々の企業への國家管理はその産業部門の目前の増産を目標とするものではない。炭礦管理の場合にも争はれたやうに、資材並に生活物資の入手を圓滑にするとか、經營者並に従業者特に労働者の生産意欲を高揚するとかは、必ずしも國家管理により保障されるものでもなく、又それを不可缺の條件とするものでもない。合理的な「生産」並に「物動」計畫の策定とその有效な實施、生産の増加に應じて關係者の所得その他の利益が増加する仕組みを整へるならば、私經營が反つて増産に役立つかも知れぬ。或は労働者の労働への強制が増産の條件であれば、少なくとも今日の國家の權力が弱體化した所から見て、國管が何の加へる所無きことは明瞭である。従つて「國管」は經營者側より不人望であつた許りで無く、従業者並に

労働者さへも之に反對した。恐らくそれは「國管」の下に現にその人々が享受して居る特殊利益が損はれることを疑惧した、ゆゑであらう。而して石炭の生産が昭和廿二年十二月以來格段の増加を示し、本年度は略その計畫目標を達成し、來年度三千六百萬噸の増産の希望を生じたのも、「國管法」施行以前の現象である。之との間に何等かの關係、例へばその豫期が労働者の心理に好影響を與へたと云ふやうなことがあるとは思はれないのである。

併し企業に對する國家管理の必要は、一層根本的に、前述せる如き企業の主體の變質並に資本主義の民主主義的更生の觀點から根據付けられるであらう。

假令舊財閥に代つて新財閥が出現し來つても、その企業の所有と經營に於ける舊の如き反社會性を矯正しなければならず、その社會的機能を保存しなければならぬ。即ち獨占利潤の取得、消費者の利益に反する價格の引上げ、經費の濫費、不合理な人事、事業資産の擅なる損耗、増産その他技術の改良等公益的な施設の怠慢等を阻止しなければならぬ。一言にして云へば、民主主義社會にふさはしき企業の所有經營が保障されることを必要とする。

人或はそれ等の點についての社會的指導又は規律は、労働組合運動によつて、消費者の輿論によつて、労働組合法特に労働基準法、私的獨占禁止法及び警察の取締によつて、既に相當に與へられて居ると云ふ

かも知れぬ。

併し労働者の經營への参加を認める經營協議會の設置すら、労働者と經營者、若しくは企業者との握手によつて消費者の不利益となる機會もある。若も今日の經營者がそのまゝ位置に居居ることにもなれば、それは労働者と結んで一種のギルド的な性質のものとなり、企業の經營方法が反社會性を帯びることすら考へられる。労働者と雖も、かゝる地位を取得した後は、そこに特殊の利益を生じ、消費者の要求、技術の進歩を拒否する傾向を示すであらう。

我々は我大工業が、外國と激烈な競争をなす輸出入に關係し、正に技術の畫期的な進歩を完成す可き段階に在る所から、國有國營制度には反對である。外國投資の問題を考へても、同様な見解に達する。従つて企業をば資本家の手に返さうと思ふ。その場合此資本家が中小株主であることは、前述せる如く事業の永遠の利益、殊に機敏、熱心、冒險的、速大な計畫の經營がなされる上に支障がある。外國投資を考慮すれば、尙更此中小株主々義に危險がある。我々は寧ろ、株式會社の本來の性質——法律上の形式を見ずして經濟的の生成を見よ——に従ひ、大株主とその代表者の所有經營を認めたい。

そこで是等の點を考へて、將來の企業に對する特殊の國家管理制度の確立を望むのである。然らばこの特殊の國家管理制度の機構と機能とは如何にある可きか。

第一に、企業に眞の資本家が出現するまで、並にそれが中小株主の程度のものである間、その他相當の理由ある場合、國家は株式の三分の一迄の程度に於て適當と考へる割合の株式を所有す可きである。この所有は經營の支配權を握るためでなく、資本の社會的機能を保存するためであるから、大體に於て「眠り資本」である。株主總會に於ては著しい反社會的な經營方法を阻止し、事業の永遠の利益が保存されるに足る限りの消極的な發言をなし、監査役相談役となることはあるが、取締役を望まない。その株式に對する配當を擧げて自己資本の蓄積、生産の進歩への貢獻、不況時の切り抜け等のために使用する。只、配當を拋棄して、能率悪しき經營を容認することはない。同時にそれをば原則として財政收入の補填に充てないのである。

第二に、國家は企業に對しかゝる管理をなし、その持株利益を保存するために特別の官廳を設ける。それは公正取引委員會の如く政府から全く獨立し、特に政黨的利益の介入することを許さない。委員は消費者代表並にエキスパートから構成され、その補助として専門委員並に官吏を持つて居る。委員は勿論、専門委員官吏に至るまで身分と高給とが保證され、一定の理由が無ければ罷免されない。前述せる企業への管理は委員自身、多くの場合その輩下の専門委員並に官吏によつて行はれるのであるが、委員の數も多數であり、産業部門別の分科委員會に分れて居る。屢々委員又は補助者の中から企業の監査役相談役が選任

される。

我々は企業の主體の現状及び將來の豫想から、斯かる企業への國家管理制度を確立す可きものであると考へる。企業主體の民主化のために、資本の分散、所有と經營との分離、産業自治等の標語で表はされて居る制度は、悉く何等かの意味に於て眞の經濟の民主化の趣旨に添はないものと思ふ。併し所有經營に關する使用人及び労働者の参加については項を改めて述べたい。

II 企業の使用人及び労働者の經營に於ける地位、並に所有者、經營者に對する關係の調整も亦、工業再建への新しい課題となつて居る。

現在迄の所、一方に於て食糧その他の生活必需品の缺乏があり、他方に於てインフレ時代の原則である如く、物價の騰貴が賃銀の騰貴に先驅し、生計が實質的に悪化するのみならず、稍もすれば忍び得可き最低生活標準をも保證しないため、使用人特に労働者の經營者に對する關係は、賃銀引上げの要求とそのための闘争に集中して居る。

昭和二十二年秋季に至る迄は、労働組合運動の擡頭期に見るやうな革命的傾向に従つて、理想的立場が主として表はれ、階級連帶責任の意識が強く作用したが、その後各企業の經營者が戰時以來の積立金、終戰時に領得した資材等の賣却、進んで借入金によつて、企業の採算性、資本の保存に頓着無く赤字のまゝ

に労働者の要求に聽従し、屢々手持資材又は自己製品との物交によつて、労働者の實質賃銀増加に努力するや、漸くにして夫々の企業に特殊な利益の結合を生ずるに至つた。それに應じて、前の時期に於ける労働者の怠業しつゝ收奪すると云ふ態度は、後の時期に於ては協力して生産の収益を分け取るために努力する傾向に變りつゝあるのである。

併し此一般的に寧ろ慶賀すべき兆候から、勞資關係について解決の燭光が燈されたと速断することは樂觀に過ぎる。何となればそれが悪化する次の三つの事情が一般的に潜在して居るからである。

第一には現在の經營者は資本家ではない。是等の人々は資本の利潤率のみならず、その價値の保存に對しても比較的無關心であり、赤字のまゝに借入金が集積しても労働者の要求に對して頑強な抵抗をなさない。

併し眞の資本家が企業の支配權を回復するに従つて事情は一變しなければならぬ。そこに兩者が眞剣に抗争し、利潤を得る見込無き賃銀は支拂はれないと云ふ事態が生ずる。

第二に、現在の労働者は疑も無く過剰であり、早晚企業が負擔し得ない重荷となる。概括して労働者の能率は戰前の三分の一に低下して居るのであるが、現下の資材、動力の不足その他の生産販賣の惡條件があるから、これが三分の二の過剰人員を示すとは云へない。昭和二十二年七月初旬商工省は、産業の水準

をば昭和十年に取り、一、業種別従業員で業種別生産量を割り、一人當り生産量を昭和十年頃の線まで引上げるよう餘剩人員を整理する、一、業種別企業の使用原材料およびその原材料による稼働設備量を明かにし、次に將來使用出来る原材料總量を推定、その原材料を生産するに必要な設備總量を出し、右設備を稼働するに要する従業員を割出すと云ふ二つの計算から、四割程度の産業過剩人員が存在することを推測して居る。斯かる計算を爲し得られるか、原材料並に設備、生産量と所要人員との係数をかくコンスタントのものとして假定して誤り無いか、かゝる技術的關係以上に、生産費、製品販賣の可能性、資本利潤との經濟的關係によつて、企業毎に所要従業員の質と量が決定され、その合算のみが現實に過剩人員を與へると考へ可きではないか、斯かる計算方法に對し批評の餘地は幾何でもある。

併し労働者の現在の就業場所から多數の者、恐らくは半數が整理される運命に在ることは明白である。而して既にその點について「企業の合理化」問題として労資の間の前哨戦が行はれつゝある。

第三に、インフレの昂進と生活必需品特に食糧の缺乏、拙劣な統制は、同歸的に労働者の生計を脅かし屢々特殊利益をも消滅せしめ、一般的な社會不安を醸成する。

若し是等の勞資關係を悪化する原因と共に、外國に對して競争しつゝ輸出するため生産費の低下を必要とすること、並に外國資本の参加によつて資本の抵抗力が強化されることを考慮すれば、労働組合運動

の強力な發達並に労働者保護の立法特に労働基準法の如きものがあつても、労働者の地位が安固であるとは云へぬ。

されば我々は如斯き勞資關係について次の如き政策をもつて臨まうと思ふ。

第一に、現在の經營者の態度は企業の資本を蝕ばみ、労働者に迎合し過ぎることも見える。それは個々の労働者の待遇が良過ぎると云ふ意味では無く、過剩の人員を抱へて之を整理せず、且つ労働能率を發揮せしめず怠業を看過することを指すのである。

併し我々は、暫く此儘の態勢を容認す可く、所謂合理化を時期尙早であると考へる。何となればそれによつて失業した労働者を收容し稼働せしめ、扶養する大規模の施設が事實上實行し得られない、財政もその負擔に耐へず、機械、資材、設備、住居等一つとして十分でないからである。又此意味の「合理化」は工業再建のための必要條件ではあるが、唯一の條件でも最初に設く可き條件でもない。以下、本章で我々が述べる所を見れば「合理化」を行つても即座に工業は再建されないことが了解される。寧ろ他の種々な條件就中外國資本の参加、貿易の自由等が確保されて、一般的に工業が立直らんとする直前にこそ、最後の條件として「合理化」を試み、それによる失業者をば一般的な工業の振興によつて吸収す可きであると思ふ。

若しその間に企業が過剰の労働者を扶養する負擔に耐へないならば、進んでその企業に對して失業扶助資金を交附し、又は租税の軽減免除をなす可きである。只過剰人員を擁するが故に怠惰の習慣を植ふ付く能率を低下することは嚴に避く可きであつて、何らかの、將來のため可及的用に立つ仕事を案出し、宛て行ふよう努力しなければならぬ。

我々はインフレと食糧不足の過渡期に於ける労働問題の處理について、消費生活並に所得の平均化と云ふ基盤に立つ可きであると考へる。少くとも昭和廿四年の後半期まで、企業の所有者、經營者はその收益から公然と獅子の分け前を得る條件は存在しない。即ち労働者の最後の者にまで、「人たるに値する生活を營むための必要を充たすにたへる」労働條件、否忍び得る程度のものすらを許容し得ない場合、「乏しきを等しくする」以外に労働者と和解協力する方法はないのである。

我々は新圓——封鎖、超過所得税、消費並に所得平均化制度をもつて、労働者と和解協調し、労働争議を最小限度に止め、増産一本に邁進する基盤を築く可きものと思ふ。此制度のみが、八、九ヶ月間の物價安定期間を準備し、賃銀と物價とをマツチせしめるであらう。その新しい封鎖時期に於て、圓滿なる賃銀改訂の協議をなす希望を與へる。その間労働者自身、能率の増進によつて産業を再建し、外國との競争に耐へ得る資格を養成せねばならぬ。

併し將來永續する勞資關係として、1労働組合と僱主組合の對立並に協調の型で行くのか、2若しくは産業を單位とせる全國、地方、企業の經營協議會制度（第一次大戰後の英國の「ホイトレイ報告」の産業委員會制度の如きもの）を實施するののか、3若しくは企業毎の協同事業制度又は利潤分配制度を設けるののか問題があるであらう。

此三つの勞資關係の在り方は、人々の考へて居るようによつて同一のものでなく、且つ並行して存在し得るものでもない——勿論個々の例としては並び存在するが、原則的に見れば矛盾した在り方である。

我々の意見では結局第二、第三のものは原則的には在り得ない。我産業の海外市場との關係、私的獨占禁止法並に過度經濟力集中排除法により特權的位置を持たない多數の企業間の競争、技術の畫期的なる進歩の要請等によつて、労働者の全國、地方、企業の産業經營協議會制度、並に企業毎の協同事業制度、利潤分配制度は實施し得ないものである。蓋し企業の損益を決定する經營の内容は、より多く商機の捕捉利用、冒險、技術と設備方法の選擇に依存するため、労働者の經營参加は大なる意義をもたないからである。又損失の危險の負擔、景氣に應じた經營規模の伸縮等について労働者が經營機關の内部に立ちつゝ責任を分擔することを妥當としないからである。

尤も現在では、商品の一般的缺乏によつて、企業の収益は生産の數量に正比例し、且つ經營の内容は主

として如何にして過去の蓄積又は借入を食ふかと云ふことに歸するから、第三の勞資關係の在り方が存在し得る。併しそれは飽くまで過渡的な様相である。

我々は右の理由によつて、我國の勞資關係の原則的な在り方は、英米に存在する如き傭主組合と勞働組合との對立協調の關係であると思ふ。只、勞働組合法勞働基準法等の勞働立法、我々の主張する企業の家管理制度によつて、勞働者側は一層有利の陣地を占めて居るのである。

最後に、現に凡ゆる官公廳及び企業に存在する、官公吏、使用人の勞働組合運動について一言すれば、我々は是等を永続的な存在であると見ない。何となれば民主主義的に更生せる資本主義に於ても、彼等の利益は個人的であつて、階級的でないからである。間もなく彼等は個人的出世の希望をば、標準勞働條件のための闘争以上に高く評價する時が来るであらう。深刻な一般窮乏と消費生活並に所得の平均化とによつてのみ、彼等の利益は階級的に連帶するものである。而してその期間は今後二ヶ年を超えないものと思ふ。

Ⅱ 我々は工業再建の物的要素に注目する順序になつた。先づ資金の問題を論じよう。その總額については固より正確な數字はない。復興金融金庫のみでも二十二年末迄に既に四百四十二億圓を超えた金融をなしつゝあり、その内譯は設備資金百八十五億圓、運轉資金二百五十六億圓である。それによつて多少と

も再建の効果を挙げたのは石炭、肥料、水産等の産業部門である。それ等とて前掲した數字に明かなく、戦前の水準に達したものはなく、特にその設備を補修し新式化したものはない。殆んど凡ての場合現在の低い生産のため最低限度に必要な整備をなしたに止り、少なからざる場合には經營の缺損を繰り越して居るに過ぎない。されば我國の工礦、交通業が全面的に再建され、海外市場に向つて進出し得る整備を完成するためには、恐らくは數千億又は兆に上る資金の融通をなさねばなるまい。

此膨大なる資金、大部分は長期に固定するもの——尤もその半以上は外國資本である——を賄ふことは到底民間の金融機關の普通の金融取引では行ひ得ない。故に復興金融金庫の如き、國家に支援された特別の金融機關を必要とするであらう。

復興金融金庫は昭和廿一年の吉田内閣の當初豫算に於て、始めは二億圓の資本金として石橋藏相が提案したものであるが、議會に於て訂正されて百億圓の資本金となり、取り敢えず政府は四十億圓を拂込んで同年八月營業を開始したのである。その後増資に次ぐに増資をもつてし、現在資本金五百五十億圓、更に百五十億圓の増資案が議會に提出されて居る。一年有半にして二億圓から七百億圓まで。假令インフレによる貨幣價值の下落があつたとしても、餘りにも見透し無き今日の政治であると云はねばならぬ。併し尙此點に關する人々の見解は成熟して居ない。

此「復金」の組織並に經營方法について、我々は最初から一定の意見をダイヤモンド誌上に發表して置いたが、今日その正當であると云ふ實證が示されつゝある。

即ち我々は「復金」をば第一線の金融機關として直接に産業と接觸しつゝ機能せしめず、第二線に退かしめ「銀行の銀行」たらしめんと欲したのである。我國の銀行は曾てのドイツの銀行の如く、スペクラチオンス・バンケンに屬し、銀行は流動資金を供給する貨幣市場の金融機關である許りでなく、固定資本を投下する資本市場の金融機關である。勿論此場合、保險會社、信託會社、投資會社等も加つて來る。そこで我々のプランは、「日銀」が貨幣市場に於ける「銀行の銀行」であるが如く、「復金」をして資本市場に於ける「金融機關の金融機關」たらしめることであつた。

その理由は次の如くである。

1 政府の出資せる、政治權力が直接に經營に影響する金融機關の金融、特に長期金融は常に放漫に流れ、且つ政治的情實が介入し易い。金融の専門家でない官僚、從來放漫の貸出習慣を持つて居る「興銀」——戰時金融金庫系の經營關係者がその局に當る場合、一層その傾向が強いであらう。それは、政府對手であるから返済の必要が無いと考へる産業關係者の態度からも助成される。斯くして一方に於て貸出は固定貸となり、結局その切り捨てが國民の負擔を増加するし、他方に於て産業界一般に不合理な借金ふみ倒し

經營法が行はれるに至るであらう。

2 企業への投資をば唯一の金融機關をして決定せしめることは、産業の再建に有害である。戰時の如き一定の生産目標が確立されて居る場合にもその缺陷を認め得るが、況して輸出入に關聯する複雑な市場を目標にして、孰れの企業が繁榮する見込があり、且つ金融を受ける資格があるかを判斷することは、唯一の金融機關では不可能であるし、不適當でもある。既に貨幣市場に於てさへ、産業部門別に分科せる専門ビルローカーが發達する傾向があるならば、資本市場にとつては尙更それが必要である。加之一の金融機關から金融を拒絶された企業が、他の金融機關の援助によつて成功した實例は、決して乏しくないのである。

我々は一般の金融機關によつて企業に融資せしめ、その融資の八割について「復金」が再金融し責任の轉嫁を計る如き仕組を提唱したい。今や大金融機關に於ても主體の消滅により、事業自身の利益を等閑視する傾向は皆無とは云へないけれども、恐らくは金融業者自身の保守的習慣によつて、茲には尙從前の如き作業規律と經營者の事業への責任感が最も強く保有されて居るやうに見える。その良識と責任感に依頼して産業再建のため金融することが、最も合理的な且つ經濟的なものと推察される。

前述せる金融の方法と共に、金融のため十分な資金の準備が肝要である。かゝる危険な固定する金融は

對し、一般金融業者は預金の安全の建て前から之を爲すことを欲せず、故に「復金」の政府出資の如き特別の資金が必要となる。現在は之をば主として債券の日銀引受によつて賄つて居るが、不十分である。

我々は新しき構想の封鎖制度によつて、人々の蓄積せる資金を斯かる資金のために半ば強制的に利用する途を開いたのであるが、尙不足する部分は之を發券に待つ外無い。

此際「通貨の統一」のために必ず「日銀」を通して之を行ふ必要があるか否かは疑問であらう。寧ろ「復金」に對し、その抵當に取つた企業財産の準備の上に發券權を認められた方が簡單ではないか。「日銀」の紙幣と「復金」の紙幣とを法律上同等のものとし、且つその總額について、通貨委員會の如き機關が管理權をもつて居れば、「通貨の統一」に支障無きものと思ふ。前大戰に於て英國ではカレンシー・ノートとして、英蘭銀行以外の紙幣が存在したことがある。

若しも常に「日銀」を通すものとすれば、英蘭銀行の如く發券部と銀行部とを區分し、發券部の發券の總額の決定については、金融界、産業界のエキスパート、政府の通貨委員會の如き機關をして管理せしめその利益については悉く之を國家の手に收めるのが當然である。戰時並に終戰後、就中補償の打切りに伴ふ企業並に金融機關の整備に當つても、「日銀」の利益のみが不可侵であることは、何人にも奇怪の念を抱かしめる。而もその利益の悉くが國家に貢納され、公益のため利用されたとも考へられず、その事業の

關係者——株主よりは寧ろ従業者——に分取られ、又はその意向に従つて一部の者を潤はしつゝあることは、決して正當とは云へないのである。

要するに工業再建のための資金については、一方に於て普通の金融の如く安全第一並に回収の迅速を所期することは出来ないが、政府の機械的な貸出緊縮政策——それは決して徹底的には實行出来ない、企業の再建を遅らす許りでなく、その倒壊、多數の失業を招來するからである——よりは、「復金」に十分な資金を與へつゝ之を金融の第二線に後退せしめ、一般金融機關の良識と責任感に依頼する方が遙に合理的經濟的な金融がなされると思ふ。此場合、現狀ではさして必要であるとも考へられぬが、金融機關に對する、前述せる特殊の意味の國家管理を準備しても良いであらう。

IV 原料、機械、設備等の生産手段の供與については、之を國內に求め得るものと、外國から輸入する必要があるものとの二つに分けて論じなければならぬ。而して第一章で示したやうに、重要工業部門の原料機械、設備等について外國の輸入を待つものは、普通に考へられて居るより遙に多種多額である。概して云へば、それ等は外國より原料、機械、設備等を輸入し、それによつて生産した製品の中、約半額を輸出し、國內消費のための原料、食糧等を獲得して居るのである。そこで此項目に於ては第一に外國貿易の内容、範圍等が研究される。

a 終戦以來聯合軍の軍事占領下に我國の外國貿易は原則として禁止され、只アメリカを對手として食糧（全體の半額以上）並に石油、肥料、藥品、鹽、鐵礦、ゴム、羊毛等の輸入が許可されて居た。而も最小限度に於て行はれ、アメリカの管理を受けて居る。代金の決済のため、一定の見地から必要な原料並に賣却の見込ある絹製品、生糸等が輸出された。此バランスは常に我國の負債であつて、「安本」都留氏の發表に依れば、終戦以來昭和廿二年七月末迄に約三億弗に及んで居る。圓對弗の爲替相場は一般的には建てられず、輸出入の個々の商品をつき合せて、夫々アメリカの市價によつて交換の比率を計算するのである。

然るに昭和二十二年八月十四日、マツカーサー元帥は先に極東委員會が認めた所に従つて、日本保有の金銀一億二千七百萬ドルをば、クレディットの基礎として輸出入回轉資金に使用することを許可した。聯合國又は中立國の政府又は民間金融機關はこの基礎に對し資金又は商品の前貸を行ひ、對日貿易を活性化することが要請される。この資金は總司令部が監督する管理官によつて運轉され保管され、終局に於てその總額は五億ドル以上に達し得る借款の信用基礎たる性格を持つて居る。

此資金の融通の對象は原料の購入及びサービスに限られ、その價額を、日本の港に輸入品が到着した後一ケ年以内に輸出手取金から決済し得るものに限る。但し直接に輸出品の原料でなくても間接に輸出に役

立つものでも良い。

資金の回轉から生ずる輸出手取金及び利益金はそのまま、資金に加へられ、基金が保存されて行く。只輸出手取金の繰入によつて純資産（輸出手取金からそのための輸出生産品の價額を差引いたもの）が増加し、それが、その時の基金からの借入額の半額を超えたならば、その超過額は自由な輸入資金として利用することを許される。

右の如きマ元帥の日本貿易に對する措置は、終戦後に於けるその發展のため確に一時期を劃したものである。之によつて従前に比較し、相手國の範圍についても輸出入價額についても、遙に大なる枠が定められ、且つ貿易自由へ向つて一步を進めたものである。日本保有金其他の資金供與は、外國輸出業者がその輸出品——即ち日本に輸入する原料等——の支拂を迅速に受け得る便宜を與へるから、日本が是等の商品を入手し易からしめる。又自由資金の集積は漸次に輸入自由の途を開く素地を與へる。

併し之によつて日本の貿易が大發展を遂げ、生産が大幅に振興し、インフレも解消すると見ることは當らない。此點「安本」の事務當局は民間業者並に一部の學者よりは遙に慎重であるが、我々は尙一層内輪に評價す可きものと思ふ。

即ち昭和廿三年一月廿八日の衆院本會議に於ける水谷商相の答辯によれば、昭和廿二年度の貿易を輸出

二億七千萬ドル、輸入四億四千萬ドルに見積つて居る。それに對し昭和廿二年八月末の衆院外務委員會では、藤澤經本貿易局長が二十三年度輸出入計畫として、輸入—綿花、鐵鋼等を含む輸出用原材料二億五千萬ドル、燃料動力九千萬ドル、食糧その他四億八千萬ドル、輸出—輸入原料を加工して輸出するもの七億ドル、國産品一億ドル、結局輸入八億二千萬ドル、輸出八億ドル、總計十六億以上と見積つたのである。我々は此計畫をば樂觀に失するものと思ふ。二十三年一月廿五日のニエウヨークINS特電は米國經濟専門家の二十三年度日本貿易輸出豫想をば四億四千萬ドルと推算して居るが、之さへも過大である。

我々が何故に斯く貿易、特に輸出の前途を樂觀しないか。その理由は三つある。

1 單一爲替レートの設定が遅延し、且つ日本圓をば甚しく高く、例へば一ドル百八十圓若しくは二百圓に定める情勢がある。

終戦以來今日まで實行されて居た、個々の輸出入品のつき合せによつて、夫々その時のアメリカの市價によつて物々交換的に貿易し、借又は貸を記帳して置く方法は、取引の相手國が少數であり、取引商品の種類が限定されて居る場合にしか行はれない。人は商品生産社會に於て何故に貨幣が取引を媒介する「必要」があるかについて想起するが宜い。多數の國に對し多數の商品について多角的な取引關係を生ずる場合、個々の輸出入を計算上だけでもリンクすることは出来ない。各の市價を確定せんとしても、例へば生

米、羽二重、綿布等、一定の規格に合する原料又は半製品的のものとその原料のものとをつき合せ得るとしても、雜貨完成消費品の如く多種多様のものについては不可能である。而も我輸出が振興するために、此種の輸出品を閉却することは出来ない。

次に輸出地に於ける當該商品の市價をもつて如何にして輸出を伸張することが出来るか。それがためには常に低價の競争をもつて市場を開拓せねばならぬ。我國の輸出品中、特産品であつて一定の市價で多額の賣却をなし得るものは殆んどない。生糸すらも中華、伊太利の競争、ナイロンの競争によつて、特産品的位置を持つものではないのである。

我々は單一爲替相場を持たねばならぬ。而して此爲替相場は、外國市場で競争出来る程度に圓とドルの換算率を定めなければならぬ。即ち外國と日本の物價から見ても、日本の物價が幾分廉價につくよう、圓をドルに對し低く目に定める必要がある。

此點について日本の朝野は寧ろ反對の意見を持ち、來朝したアメリカのバイヤーを失望せしめた。實はかかる態度は一貫した日本の金融業者、官僚の意見でもあり、そのため金解禁の際の井上藏相の「パーの相場の設定、日支事變直前の賀屋藏相の一志二片の堅持等の政策が、日本經濟に大なる損害を與へ、不利な國際貸借關係、金の流出、經濟の沈滞を招いたのである。

一體爲替相場は爲替統制をへ行へば、如何なる程度にも定め得る如く見えるが、それは名義的存在となり且つ貿易上又は投資上の障礙となるものである。多くの人が考へるやうに、圓をドルに對し成る可く高値に保つよう爲替相場を定めれば、目前重要な輸入については小額の圓を支拂つて多額の商品を取得し輸出に當つては小額の商品に對し多額のドルを受取り得るが故に、我國にとつて有利の如く見える。

併し我々はもう一步先のことを考へなければならぬ。即ち我々はドルを如何にして入手し、如何にしてドル資金を持ち續けるかである。これは輸出によつて、又は借入れ、投資によつてする外無い。然らば輸出が可能であり、借入れ投資をなさしめるよう爲替相場を定めなければならぬ。即ち外國市場にて日本商品が廉價——安からう悪からうではない——であると思はれる必要があるし、借入れ、投資が有利なる權利を與へると思はれねばならぬ。それは圓がドルに對し不相應に高價であつては充されぬ條件である。若しかゝる考慮が拂はれず、圓を高價に保てば、輸出は振興せず投資は行はれず、結局無い袖は振られない譯であるから輸入も行はれず、産業は再建されず食糧は不足する。此場合アメリカが多額のドル資金の借款に應じてくれると期待することは、後述する如く不合理である。

さればと云つて圓は廉い程良いと云ふ譯ではない。それは爲替ダンピングとして國際的に許されない許りで無く、勞力の不當の安賣り、飢饉輸出を招き、外國投資者をして我企業の大部分を所有せしめるこ

とになる。而も現在の生産設備ならば、かゝる爲替ダンピングを利用し輸出の大振興をなすことすら疑はれる。

要するに爲替相場を、人爲的に過度に高く、過度に廉く定めてはならぬ。假りに斯く定めたとしても、種々の悪影響によつて之を維持し得ないものである。

然らば何の標準によつて單一爲替レートを定めるか。必要な輸入（原料、食糧等）を決済し得るやう輸出を振興せしめ得る比率に於て、且つ主としてアメリカの投資者が我重要企業の資産（有形無形の）並に營利の見込をドルをもつて評價し、之に再建のための物資を提供し取得し得る企業についての權利の割合が彼等にとつて有利であると考へられる比率に於て定められる外無い。

此二つの比率の中で、後者は實際上考慮されなくて良からう。何となれば最近株價が昂騰したとは云ひながら、また種々なる企業自體の悪條件——それは大體に於てアメリカ資本の導入により一舉にして改善し得る——のために物價に比較して著しく低位にある。従つて輸出の振興し得る如きレートは、十二分に投資者を満足せしめ得る如き——寧ろ圓が過度に低く定められたレートであるからである。

所で前述の意味で輸出を振興するレートは、抽象的に云へば、所謂購買力平價より些か圓を低く評價したレートである。

併し實際問題として、此購買力平價を算定することは、極めて困難、否不可能であるとすら云へるであらう。

先づ何人も考へ付くことは、夫々の貿易國の物價指數を比較し、戦前の一定時期の爲替相場が大體に於て購買力平價に落付いて居たと見做し、現在の購買力平價を計算する方法である。

併し第五章で述べたやうに、かゝる購買力平價を計算し得る、信憑す可き物價指數は、少なくとも今日の日本には存在しない。若し「日銀」の「卸賣」又は「ヤミ」物價指數、「安本」の公定價格による價格安定帶を基礎として計算するならば、圓はドルに對し不當に高く決定され、輸出は不可能となる。一八〇圓又は二〇〇圓、一ドルの相場は恐らくかゝる數字を使つての計算であらう。

次に通貨（預金貨幣を含めて）の倍數の逆比例によつて算出することも亦、機械的な貨幣數量説を前提すること、並に夫々の取引量の増減を比較計算し得ないことによつて不適當である。

結局、必要とする輸入の價額と見合いながら、その決済のための輸出の價額が、何圓を一弗に定めたならば收受されるであらうかと云ふ。學識、經驗者の目分量、更に一層具體的には重要輸出品を想定し、何圓を一ドルに定めれば、如何なる價額の輸出が行はれる見込あるかを推算し、之によつて前述せるが如き「現實の」購買力平價に近く、些か輸出に有利なるレートを推量し決定する外無きものと思ふ。繰り返し

て云ふが、現在の如き不完全な統計數字に於ては、學識、經驗者の目分量、勘が遙に現實に妥當する政策的見地を與へるものである。

その際、インフレの進行を考慮に入れるならば、圓をば餘程安く評價しても安すぎることはあるまい。數ヶ月ならずして斯く定めたものも高過ぎることになり、改訂を必要とする。さればレートは暫定的性質のものであり、定めた時には、圓が廉に失すると云ふ位でなければ、適當に機能しないと思はれる。

我々は右の如き見地に立つて、廣く重要輸出品の輸出可能價格を調査したことが無いから、具體的にレートの數字を斷定することは出來ないが、恐らくは現在に於て三百五十圓乃至四百圓一弗と云ふ相場が妥當ではないかと推量する。

爲替相場については、從來から圓を高くし、原料、機械等を廉價に輸入し、生産費を減少することが反つて輸出を増大すると云ふ謬説が行はれて居る。綿紡績業者の如きがその主張を代表して居る。

此種の製品の生産費は、圓價で計算すれば、輸入原料のドル價を爲替相場をもつて圓價に換算せる價額プラス内地に於て加工のため附加された原料並に勞働の價額である。此場合、圓の對ドル價値が高ければ圓價による生産費は低い。併し之をドル價で計れば、原料のドル價額プラス日本に於ける加工費を爲替相場によつてドルに換算せる價額である。此場合には生産費は圓の對ドル價格が低ければ廉いのである。結局こ

の場合圓の對ドル價值が高いことは輸入に有利であり、反対なれば輸出に有利であるとの結論を生ずる。従來綿紡績業者が、何故に圓の對ドル價值を高めることに賛成したかと云ふに、多くの學者並に一般の信する所に反して、綿工業が輸出工業ではなく、輸入工業であると云ふ事實に基いて居る。戦前の輸出入品貿易表を検討せよ。常に綿織糸、綿織物、メリヤス製品、綿タオル等の輸出價額の合計は、繰綿、綿織糸等の輸入價額の合計に及ばない。綿工業が輸出代金によつて軍需品の輸入を可能ならしめたと云ふことは、國際法廷の檢事からも非難されたことであるが、事實は、單に内國で消費する綿製品原料代金の大部分を輸出によつて補填したに止まる。

併し近き將來、内國に於て斯かる大量の綿製品の消費は許さるべくも無いから、綿工業も亦、輸出工業としての立場に立たねばならぬ。

次に此際、圓の對ドル價值をば、寧ろ現實の購買力平價の程度よりは高く定めて、企業經營の合理化を促進する機縁とすべしと云ふ主張があるが、之も日本經濟の現狀に盲目なる者の説である。

現に日本國內に於て豊富なる購買力があり、商品が缺乏して居る時、輸出のために經營を合理化するか否かは疑問であり、原料の取得と製品の輸出とをリンクする統制を行つても、闇に流す部分を多くして輸出の不利益をカバーし、敢て經營の合理化をなさないと思ふ。加之經營の合理化は、過剩労働者の解雇

と生産設備の補修、新式化と密接に聯絡して居るものであるから、少くともアメリカ資本の大規模の導入以前に之を行ふことは不可能である。

我々は飽くまで前述せる如き單一爲替レートの設定を希望し、それ以前に於ては、輸出入は人々の考へよりも遙に内輪に行はれるものと思ふ。

2 我々が貿易の前途に大なる期待を懸け得ない第二の理由は、それが嚴重に管理されて居ることに存する。商人は買手の注文を待つて居ずに、進んでその購買欲を刺戟し、且つ之を創り出さねば、十分な販賣をなすことは出来ない。又此まゝでは取引の懸け引が一切行はれない。例へば輸入食糧の對價としてアメリカに輸出された生糸は、十ドルの相場から四ドルに下つても未だ仕切ることが出来ないし、輸出品について個々に値下げをなすことも出来ない。斯かる貿易の管理を受くることは敗戦國として當然である種々の理由があるが、それが貿易時に輸出を抑制することを計算に入れておく必要がある。

3 既に前々項で觸れて置いたが、我重要工業部門に於ける生産設備の荒廢は、此五億弗の回轉資金の程度にすら、輸入原料を消化することは出来ない。此資金の利用は、一年以内に輸出代金から回收され得る原料、サーヴィスの輸入に限定されて居るから、之を固定設備の改良に向けることは困難である。併し此問題は結局外資導入の問題であるから、我々は次の項目に於て論ずるであらう。

昭和廿二年に於て人々は日本經濟再建がアメリカの投資に依存することを認識するに至つた。人々の云ふ投資と云ふのは、借款のことであつて、その資金によつて多額の物資を輸入し、通貨に對する商品需潤澤にすることによつてインフレを解消し、消費を豊かにし、又必要なる生産設備並に原料を整備せんと欲するのである。

我々の見解は之と違つて居る。

借款の形式で、我々が、工礦交通業の再建に十分な金額の自由なドル資金を入手する見込は、まづあるまいと思ふ。我々は文献の不自由なため、第二次大戰後のアメリカの海外投資の研究をし盡して居ないが、若し第一次世界大戰後、太平洋戦争に至る迄のアメリカの海外投資の型がそのまゝ守られて居るとすれば、左の如き特徴をもつて居る。

即ちアメリカの資本が中、南米以外に赴く時は、政治的文化的目的をもつもの、並に經濟的目的のものの中で短期のものが、借款の形式で自由なドル資金をば被投資國に與へる。それ等の場合を除いては、アメリカで生産過剩となつて居る製品をば賣却し得ない時投資し、又その技術、半製品を利用するための子會社を興す方法によつて投資が行はれる。

日本の工業再建に於ては實に此後の方法の投資が行はれる見込がある。アメリカに於ては、平和回復後

も米ソ關係の緊張によつて、その軍需工業の改編縮小が行はれず、軍需によつて支持されつゝ、過剰生産の傾向を示さなかつたが、さすがに昭和廿二年に至つてはそれが現れて來たやうである。それは重工業部門特に工作機械工業部門に於て著しかるべき管である。その販路として日本の工業設備の補修、新式化が求められるであらう。併し日本の工業は、その價額が歴大であるため之を現金買ひし得ない。インフレ進行の關係上、之を長期の債務として受けることも出来ない。圓債務としては危険多しとして債權者が承諾し得ず、ドル債務としては債務者が負擔するに耐へないからである。従つてそれは企業資本として投下され、日米共同企業の形態となるであらう。

實際アメリカは二度の大戦によつて被投資國から投資國となつたのであるが、その場合、日本への共同企業の形式の投資が最も有利なものとなるであらう。茲ではその投資は最も強力に政治權力に庇護され、低廉な勞働と可成り高級の技術を利用し、所謂東洋の工場を復興せしめつゝ、獨り日本市場のみならず、東南洋市場に——特に南洋諸民族の獨立による資源開發の機會とそれによる購買力の増加に注目せよ——その製品を賣捌くことが出来る。是等の市場に於て需要される製品の品質、價格、その地理的、並に人間的條件等から見ても、アメリカ資本が直接に進出するより、日本を仲介として之に臨むことの遙に實際的であることに目覺めるであらう。

他方に於て日本經濟は、此アメリカ資本の意向をそのまゝに迎へねばならぬ。

我々は恐らく「國鐵」を除く外、大産業部門の固定生産設備が如何に荒廢し、その補修並に新式化のため如何なる數量の資材、機械、その他の設備が必要であるかについて、正確な數字的發表を持つて居ない。併し我々の知る限りに於ては、恐らく大産業部門に於て現存の實體資本と同額の外國資本の投下を必要とすると思ふ。従つて外國投資の問題は、年々の原料、食糧等の前借り以上に、大工業の固定生産設備の共同出資の問題である。

例へば「國鐵」のレール總延長三萬二千キロの内、早急に交換を必要とするもの、總延長は二千六百キロ（九萬五千トン、枕木八、九百萬寸、軌道附屬品その他一萬八千トン）である。蒸汽機關車總數五千九百輛の三〇%、電氣機關車總數三百の二三%、客車總數一萬一千の一七%、電車總數二千の二六%、貨車總數十一萬の二四%は、耐久年限を超過した車輛である。

之に對してレールを保全するだけでも年レール七、八萬トン、枕木六、七百萬本を投下す可きに、戰爭以來、就中終戦後殆んど半額乃至三分の一の必要量を充して居るだけである。昭和廿二年度については軌道鋼材割當三萬五千トン、第三四半期迄の入手八千四百トン、第四半期の割當一萬一千トンについてもその幾部分を手し得るかを疑はれて居る状態である。車輛の修繕についても、最近漸く昭和十七年の程

度、月、機關車一五〇、客車六〇〇、電車一〇〇未滿、貨車三二〇〇に達したわけで、而も修繕の耐久期間は著しく短い。

鐵道當局は、五ヶ年再建計畫を策定し、重要幹線の重軌條交換九萬トン、普通交換二十七萬トン、枕木三千五百萬丁、橋桁四萬トンを注ぎ、その他機關車、客車、貨車等の修繕の規模を擴張し、新造車を加へて、五年後には、輸送量の増加を見込み、旅客輸送は二十一年度の一車平均一二二人を七五人程度に（職前三、四十人）貨車輸送を二十一年度と同程度になす旨を發表して居る。

工業の一般生産力の遲々たる回復、鐵道特別會計の大幅の赤字等を考慮すれば、此程度の再建計畫すら未だ机上プランの域を脱し得ない。

此場合斷乎として、鐵道事業をば前大戰後のドイツに於ける如く會社事業とし、その資産（有形無形）並に營利の見込をドルで評價し、同額の米國資本を注入して、大改善を計る可きであると思ふ。我國の重工業部門の振興を最も樂觀的に計測しても、此儘であるならば鐵道は減耗する率の方が回復する率よりは多いのである。

併し如斯き状態は獨り鐵道のみのものでない。重要工業部門が復舊し、進んで外國との競争に耐へ得るに至るまでには、恐らくは紡績、人絹等僅少の例外を除いて、一樣に外國資本と、それに伴ふ經營方法並

に技術の導入が必要であらう。

この外國（主としてアメリカ）資本との共同企業については次の二點に注意する必要がある。
第一に、現に財閥持株整理委員會の手に在る舊財閥の所有株を外國資本に向つて解放することは意味がない。財閥の解體は日本經濟民主化の施設として日本國民がその恩恵に浴す可く計畫實施されたものである。又それを外國資本に解放すればとて、ドル拂いの場合を除いて、再建に必要な實體資本——例へば機械、設備、原料等——が注入されることにはならぬのである。

第二に、同様に財閥の解體と共に、日本の重要企業には大株主が存在しなくなつたが、その株式を中、小株主に分散して所有せしむる時は、此状態がそのまま存続する。

然るに從來、日本の株主特に中、小株主は極端に消極的であつて、事業の經營に關心を持たず、そのため既に一割の株式の取得も、その會社をば實質的に支配する權力を與へた。従つて、外國資本の参加に對し、日本人がその奴隸とならない工夫が必要である。比較的少額の結束せる外國資本が實質的に經營の支配權を握る惧ある場合、恰も傭主對労働者の關係に於ける如く、日本側と外國側が夫々一體となつて協議する規定を設けるがよい。前述せる如き企業に對する特殊の國家管理制度が存在する場合にも、一々の問題について國家と外國資本との對立は避ける可きであつて、豫めかゝる趣旨の法律の條文を持つた方が無

難である。

我々は一般論として、外國資本の我重要企業への多量の導入が、我國民、特に労働者階級の奴隸化並に搾取を意味すると云ふ説に賛成しない。自力での再建が不能であるか若しくは豫想出来ない長年月を必要とし、測る可らざる國民の苦惱を伴ふならば、外國資本の導入は不可避である。戦前に於て芝浦、東京電氣、横濱ゴム、室蘭製鋼所等が半額若しくはそれ以上の外國資本との共同事業であり、又一般に中南米がアメリカ資本によつて開發されて居るとしても、是等の場合に奴隸化の問題は生じない。

又例へば外國資本を拒否した場合、三の収益しか擧げ得ず、之を導入せる場合八の収益を取得出来る筈すれば、假令その半額を外國資本に與へても、尙人々はより善き生活を營み得、強ちに搾取の問題を生じない。我々は金融資本の絶對的權力は政治權力を支配した場合にのみ生ずるものであり、民主日本國に於て、このことを餘り重大視する必要はないものと思ふ。我々自身が既に資本の一部をも、可成りに發達した技術をも、強力な労働組合運動をも、進歩せる社會立法をも持つて居るのであるから、日本人その者が自ら奴隸化し、無氣力化しない以上、左程恐れることはない。

否、我々は、外國資本の参加が、重要工業部門の物的生産手段を整備する許りでなく、廣く經濟再建のため幾つかの條件を充すことに役立つものと思ふ。

1 企業は再び眞の主體を持つことが出来る。即ち作業規律を匡し、採算をとり、自己資本を積立て、新しき技術の事業化、事業の擴張を計り、不況時を耐へ忍び得る經營、一言にして云へば事業の永續的利益に違つた經營がなされ得るに至るであらう。之は一面から云ふならば、労働者階級の「強き對手」の出現を意味するが、他面から云へばその労働能率の改善に精進する刺戟となる。特に「國鐵」の場合の如き、かゝる改革は絶対の必要である。

2 労働の生産性を高めることが出来る。日本經濟の再建、就中海外市場に於て外國との競争に耐へ得る工業の再建のため、労働の生産性を高めることは極めて重要である。更に労働者が「良き分配」を受ける手段は結局に於て「高き賃銀の經濟」を實現すること、即ち一日の賃銀を引上げながら、労働能率の増進によつて製品一單位當りの賃銀費を減少することに外ならない。

併しその労働の生産性の高揚は、單純に労働意欲の振作、熟練の修得だけではない。現状から見ると、此點についても尙改善す可き餘地があるが、それは一定の限界内でのことである。

若し現在の日本労働者の生産性を著しく改善して、海外市場に於て競争し得る程度に達せしめんとするならば、二つの方向に向つて劃期的な進歩がなされなければならぬ。第一には、過剩人員を整理して、一人が爲し得る仕事を三人で爲し、一人が受く可き所得を三人で分け合ふことを改める必要がある。而して

此事は、整理された人員を、新しい生産規模の伸張によつて受け入れる體制が整はない内は行はれない。現在の生産停頓の情勢に於て大規模な失業者收容の施設を案出し得ないからである。大規模な外國資本の導入による重要工業部門の一齊再建のみが、過剩人員整理の必要な前提條件を造出するであらう。

次に労働の生産性の高揚は、必ず新しい能率的な經營方法並に技術と密着し、これは又、近世工業技術の特質上、大規模なる物的生産設備、特に機械と聯關して居る。さればアメリカの進歩せる科學的經營方法並に機械を經營の中に包含してこそ、今日喧しく論じられる労働の生産的(量及び質)を改善し得るのである。

3 日本の保有する工業能力を増加する見込がある。日本非武装化のため軍需工業設備が撤去されるのであるが、實際には軍需工業と平和工業の區別は困難である。化學工業に於て殊にその限界を劃し得ぬ。そこで我々は我重要工業部門の大企業の内面に外國資本を参加せしめればよい。アメリカその他は常住に日本非武装化についての實證を得、監督をなし得る譯である。而もそれはビジネスとして圓滑に、而も徹底してなされる。然らばそれ等の諸國は日本の武装化を疑惧すること無くして、日本國民の幸福なる生活を保障するに足るまで、その工業水準の引上げを認めることが出来るであらう。

4 外國貿易その他日本の經濟的利益が國際的には認され易い。既に外國資本との共同事業であること、

そこに外國人の利益の主張がなされることは、相共に日本にとり甚だ有利である。極端には「國旗に商業が従ふ」と迄に云はれた外國貿易が日本にとつて何の程度で許されるかは、今後一に國際的善意に懸つて居るが、我々は國際的な朋友を持たねばならぬ。

要するに我々は日本經濟、特に重要工業部門の再建にとつて、外國資本の参加を不可缺の條件であるとする。而してそれは日本經濟に於て既に何も彼も、所謂受け入れ體制が整備された後、換言すれば外國資本さへ受け入れらるれば、明日からもそれに對する利潤を産むと云ふ經濟狀態に於て始めて受け入れられるのではない。その受け入れその者がかゝる經濟狀態のための重要な條件を創り出し、並に受け入れと時間的に直接して、斯かる條件の或者、例へば企業の眞の主體の確立とか、經營の合理化特に擬制資本の切り捨て、過剩人員の整理とか、自由貿易の回復とか、インフレ克服とかの條件が満足されるものである。

その時期が何時であるかは、アメリカの日本に對する一定の政治的見解の成熟、經濟界有力者の日本經濟再建の評價の變化、就中アメリカ經濟の不況、重化學工業部門の過剩生産の傾向等に關係がある。孰れもが可成りデリケートな問題を含んで居て、詳論することを適當としないが、我々はその時期について昭和二十四年後半期と云ふ大膽な豫想をしておこう。

x x x x x

尙、工業再建のためには、資材、機械等の配給に就ての「安本」の「物動」計畫の建て方の改善、即ち前述せる如き重要品の綜合的重點生産擴充計畫と「物動」計畫とを一層緊密に聯絡せしめ、前者を主位に置いて策定すること、戦争以來の「重要資材別の物動計畫」の外に必ず事業別系列表を利用しつゝ、「重要事業別物動計畫」を持つことも必要であるが、餘りに技術的な觀點が多く、一般讀者の興味をひかないから之を省く。

又物價、租税、利潤（既に配當制限は撤廢されたが）等に關する諸政策、外資導入の際の日本側擬制資本の切り捨て措置等に就ても、大體に於て前に論じた所から推論することが出来るから省筆して置かう。兎も角工鑛交通業の再建と云つても、かく廣汎に、種々の施設を改善整備する必要あることを論證し得たと思ふ。

第十章 結 論

國民生活の目前の安定を望むならば、失業者、引揚者、戦災者、その他の要生活保護者に對する生活保障の施設を詳論するために、獨立の一章を設く可きである。その存在こそは社會生活の凡ゆる方面に於ける憂鬱と陰惨の源泉である。

併し不幸にも我々は、工業の再建、消費並に所得生活の平均政策の如く、根本的ではあるが多少迂遠であり且つ時間の経過を必要とする施設の外に、直接的な且つ即効的な施設を考案することが出来ないのである。その如く此問題は解決至難である。

昭和廿一年四月廿六日現在の調査によれば、一、顯在失業者二百五十五萬五千人、内、完全失業者百五十九萬人、過去一ヶ月中一日以上七日働いた使用人並に業主九十六萬五千人、二、潜在失業者三百四十四萬六千人、内、一日以上七日働いた無報酬の家族従業者九十九萬八千人、八日以上十九日働いた者二百四

十四萬八千人、失業者合計六百萬一千人である。以上の調査數字に基き廿一年四月廿六日以降に於ける海外引揚者等の新しい失業發生數を廿二年四月末日現在で計算すると、顯在失業者二百七十六萬八千人、潜在失業者五百二十萬一千人、合計七百九十六萬九千人となる。

併し此失業者は、前述せる如く戦前の三分の一の生産をなしつつある工業が、戦時の最高の人員數の労働者を就業せしめた上で、生じたものである。

失業者の中に含まれない要生活保護者は二百三、四十萬人である。

右に對する政府の施設としては、公共事業（昭和二十一年度六十億圓、二十二年度十二月迄百四十七億五千萬圓）生活保護（二十一年度三十億圓、二十二年度同五十四億圓、引揚費三十六億圓）失業保險（二十二年度同十億圓）の三つがある。二十二年度の支出は引揚費を含めて、合計三百五十億圓、一人當り年三千五百圓である。尤も百四十七億圓の公共事業費の中には資材等の物件費が含まれ、三十六億圓の引揚費も同様であるし、是等の制度そのものを運用するための費用があるから、眞に失業者並に要生活保護者の受領する年平均生活補助費は僅少であり、彼等の大部分は何等の補助をも受けて居ないと云へる。而も尙、大量の餓死者をも著しい社會不安をも惹き起さないのは、恐らくは闇によりて生活して居るためであらう。

是等の失業者の大量を目前に就職せしめる方法としては、公共事業の一層の強化——二十二年度は百七十萬人を就業の計畫——より外無い。特に河川改修、道路の新設改良、焼跡整理、水力發電工事等の土木事業を起こすことであらう。併しそれとても資材、機械の缺乏のため武田信玄、二宮尊徳、角倉了以式河川改修、マカダム道路、堤防式發電工事の如き幼稚なる施工法をば、國土計畫の一環として實施するに止まる。

知識階級、熟練工に對しては殆んど新しい對策はない。前者をば、調査統計を整備するため使用することも一案であるが、かゝる調査計畫を續て得る者も殆んど見當らないし、その訓練を施すことも、記入用紙の準備をなすことも、一見する程容易ではない。

熟練工に對しては、授産の目的で、一定の工場を指定し、補助金を交附して運轉させることも考へられるが、その規模は限定されて居る。

結局、工業の場合に過剩労働者の大群が産業の過去の蓄積と借入金とを喰ひ潰しつゝあるが如く、此場合失業者等の大群は、國家の收入、歸する所國民の蓄積と所得とを喰ひ潰す外あるまい。併し我々は鄙吝冷酷であつてはならぬ。日本經濟再建に至る後二ケ年間、乏しきを等しくする同胞愛をもつて凡ての兄弟の生命を愛惜しつゝ生き抜かうではないか。

以上、我々は日本經濟再建の構想を描いたが、それは主として國家の政策に關係するものであつた。その再建の事業が政治的性質を持つて居ると信ずるためである。

多くの場合、我々が最も遺憾に耐へないのは、斯かる政策の提唱の根據をば、明確な統計數字によつて立證し得なかつたことである。數字の代りに、我々は推理に頼らざるを得なかつた。戦後斷片的のものを除いて經濟統計は一向に發表されない。戦前に於ける各省の發行した統計書程度のものすら我々には入手されない。總理廳「安本」等の統計官は果して何を爲しつゝあるかを問ひ度い。彼等は世界無比の身分保障の上に惰眠をむさぼつて居ると疑はれはしまいか。印刷と用紙の缺乏については、努力によつて困難を克服する途があるであらう。巷に溢るゝエログロ誌、三文々藝、デモ哲學本の洪水を見よ。戦時に於ける官僚獨善の障壁となつた調査の獨占を打破し、統計を公開せよ。而してその際には必ず統計の作製方法についての説明を加へ、その信憑性を明白にしなければならぬ。

我々が本書に提唱した如き再建政策、特に新しき構想の新圓——封鎖は、之を如何にして實行に移すか、孰れの政黨も新圓階級の支配の下に在る現狀に於て、社會黨すらも唯々諾々として新圓登録政策を一擲し

て顧みない時に、それは机上の空論ではないかと云ふ疑問が生ずるであらう。

それにも拘らず、我々は望を捨てない。第一には、此儘にインフレを放置し得ない經濟上、社會上の情勢があり、而もこれまでの方法、例へば健全財政の堅持、物價安定帯の設置等によつて到底處理し得ないこと、第二にはそれは資本主義の民主主義化の不可欠の施設であることから、下からの盛り上がる政治的勢力によつて、或は上からの權力によつてその必然の實行へ赴くであらうと思ふ。

一部の新しい特權階級は云ふ迄も無いことであるが、可成り多數の庶民階級の人々にとつてすら、此インフレと闇の現在の世界は、兎も角も生活し得る途を與へるかも知れぬ。併し惡人榮え善人亡びる現在の世界、既に純粹の善人は一人残らず亡び終つて、只、善人とは最も遅れて惡事を働いた者であると云ふ言葉が通用する現在の世界は、斷じて改めなければならぬ。

最後に、我々の經濟再建の成否は窮極する所、自由なる外國貿易の開始、廣大なる海外市場の開拓、理解ある外國資本の協同、更に外國への移民に依存するのであるが、その現實の機會に就て既になしたる以上、そのための、又はそれに反對の政治的並に經濟的ファクターを論議することは、我々が未だ講和條約以前に在り、餘りにデリケートであるから差控へて置かう。我々は決して希望を持ち得ないのではないと云ふ最後の結論だけを宣言する。

x x x x

本書の印刷中、賠償について日本經濟再建の前途を明朗にするストライク委員會勸告書の全貌が發表された。

勸告書は二部に分れ、第一部はアメリカ國務、陸、海三省の意見になる所謂日本賠償調整案に添つて、その實行方法の細目を指示したものであり、第二部は委員會独自の意見を陳べたものである。

日本にとつて有利であり、従つて現に一般の興奮を捲き起しつゝあるのは、第二部である。ポーレー案が日本工業水準をば一九三〇—三四年（昭和五—九年）の程度に壓縮するのに對し、日本が「東洋の工場」としての役割を演ずることを認めつゝ、工業水準をば一九三七年（昭和十二年）の程度にまで引上げようとするものである。

ダイヤモンド誌昭和廿三年四月十一日號に據れば、ボ案の賠償義務は、ス案によつて十六分の一に引下げられたとの推算である。

即ち第一義的戰爭施設——舊陸海軍工廠、航空機工場、民營兵器工場の賠償撤去は變らないが、その他については左の如き輕減があつた。

	ボ案	ス案	ボ案	ス案
鐵鋼	三分の一	撤去せず	曹達灰	四割に縮小
造船新造	三萬トンに縮小	八萬トンに擴大	苛性ソーダ	二割に縮小
造船修理	二割に縮小	五割を錢す	鹽素	二割に縮小
車輛製作	四割に制限	全部保存	硝酸	五%に縮小
車輛保有	三割乃至四割に縮小	全部保存	タール工業	全部撤去
船腹	八割前後に縮小	全部保存	セルロイド	全部撤去
火力發電	五割に減小	撤去せず	人造ゴム	全部撤去
アルミ生産	五割撤去	五割弱殘す	石油精製	五割強に縮小
同 壓 延	全部撤去	全部保存	貯油設備	三割に縮小
マグネ生産	全部撤去	全部保存	人造石油	全部撤去
銅 精 鍊	八割に縮小	全部保存	アルコール	全部撤去
銅 仕 上	四割四分に縮小	全部保存	メタノール	全部撤去
工作機械製造	二割に縮小	全部保存	綿 紡 機	撤去せず
軸 受	全部撤去	全部保存	綿 織 機	撤去せず
硫 酸	六割に縮小	全部保存		一五萬臺に擴大

右のストライク委員會勸告書第二部の發表によつて我々に與えた希望は次の如くである。

1 アメリカの日本に對する政策並に輿論の轉換が愈々決定的ならんとする兆候として見る事が出來

る。前に示唆した如くに、此轉換の傾向は終戦以來連續して居るものであるが、一方における特殊の國際情勢の形成、他方に於ける日本自身の非武装化と民主化、特に合理的思想の發達によつて決定されたものである。特に昭和二十二年の後半期からは、日本經濟再建のための積極的な主張並に施設が、アメリカの政府並に民間人によつて試みられた。我々は、自力の及ぶ限り此形勢を進展せしめる努力を続けなければならぬ。

2 日本の工業水準が「東洋の工場」にまで引上げられたことは、一九三〇—三四年の生活水準の達成を可能ならしめる現實の希望を與へたものと云へる。實際、ポツダム宣言が日本國民の幸福なる生活を保障して居るに拘らず、本書に於て説明した如く、そのための輸出工業、貿易への依存の必要から見て、如何にしてそれが可能であるかを疑はざるを得なかつたのである。ストライク勸告書はポツダム宣言の目標に對して現實の適當な手段を認めたものである。

3 賠償義務のかゝる軽減は、目前に於て日本經濟再建への大なる困難を取除いたものである。即ち、イ賠償費がインフレを決定する恐れが消失した。その財政に對する負擔の評価は莫大であつた。昭和二十一年夏頃、政府筋の推算に依れば、ボーレー案の實行のための梱包輸送の費用は八百億圓と計算されてゐた。その後の物價騰貴から見て、此金額は數千億、否兆位にも膨脹し、財政の破綻、經濟のイン

フレによる壊滅を招来するものであつた。此擾亂因子が取除かるれば、健全財政の堅持、インフレの處理は遙に有望となる。併し前述せる如く、我々は必ずしもそのみが必要にして十分な條件を與えたものとは思はない。口賠償管理工場の決定を促進し、且つ優秀な生産施設並に機械等を殘存せしめることによつて、産業の再建を容易にする。既に管理された千百工場の中で、七百工場は操業を許可されて居るが、昭和廿三年に入り八十三工場が指定を解除され、尙百五十三工場が近く同様の取扱ひを受けるものと期待されて居る。又賠償は當然最も優秀な設備、機械等を撤去するため、殘存生産能力は殆んど使用に耐へず、果して日米共同事業の基礎たり得るか、その場合幾何の割合を日本側で占め得るか大なる懸念があつたのである。我々は、「全部保全」によつても、特に重化學工業、交通部門に於て、外資導入の必要を認める者であるが、その際有利な條件が得られることを喜ぶのである。

併し我々は餘りに有頂天になつてはならぬ。ストライク勸告書の發表にも拘らず、尙大なる懸念がある。

- 1 ストライク勸告書第二部は、現在までの所、權威あるものではない。それは飽くまで勸告であり、公權的に採用確定されたものではない。固より相當權限のある機關の勸告であるから、之を私人の意見と同視することは出来ない。併し此勸告がアメリカの公權的な意思となり、次で極東委員會に於て國際的な承認を経、最後に賠償條約の條項となるまでには、未だ幾つかの政治的處理特にソ聯、濠洲、中華民國の

同意と時日の経過がなければならぬ。従つて現在に於ては、ボーレー案を基礎とした極東委員會案が最も公權的な意見である。我々は機會ある毎に、ストライク勸告の程度の國際的的了解を得るため一層の努力を盡す可きである。

- 2 賠償の輕減並に工業水準の引上げを認められたことは、一の希望であるが、それによつて直に現實に此程度の工業再建がなされる譯ではない。否、現實にそのための可能性を與へられることを意味しない例へば鐵鋼八百萬噸の生産擴大を認められたとしても、その設備、原料、運輸手段、製品市場は何處に之を求む可きか。我々が本書に開陳した如き計畫、政策に従つて日本經濟の再建を實施し、國際的に、就中アメリカ側に、之を達成せしめる積極的援助がない限り、それは高根の花でしかないのである。

我々は冷靜に内外の情勢を判斷し、好機を捉へ、全身全靈の精力を傾倒して妥當な日本經濟再建事業を計畫し遂行しなければならぬ。行途の空に曙光が見えたとは云いながら、なお幾つかの越えなければならぬ峻嶒な峠がある。

13130

著者紹介

大正五年東京帝國大學法科大學經濟學部卒業。大正九年より昭和十八年迄の間専修大學講師、教授及び立教大學教授、經濟學部長、又昭和二年六月より十八年三月東京帝國大學經濟學部助教授、教授、企業院勅任調査官に歴任。昭和廿一年一月―四月日本進歩黨政務調査會長。主要著書として「經濟原論」(二卷)、「日本經濟革新の大綱」。

昭和廿三年六月一日初版印刷
昭和廿三年六月十五月初版發行

日本經濟再建の構想
定價百拾圓

著者 田邊忠男

發行者 加藤 一
東京都千代田區霞ヶ關三ノ三

刷者 中田末男
東京千代田區霞ヶ關三ノ三
ダイヤモンド印刷株式會社

配給元 日本出版配給株式會社
東京都千代田區神田淡路町三ノ九



發行所 東京都千代田區霞ヶ關三ノ三
ダイヤモンド社

電話代表銀座四一五五
(大島製本所納)

終